

令和4年3月

江南市議会総務委員会会議録

3月10日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和4年3月10日〔木曜日〕午前9時28分開議

本日の会議に付した案件

議案第6号 江南市職員定数条例の一部改正について

議案第7号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第9号 江南市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部改正について

議案第14号 布袋駅東複合公共施設等整備事業 設計施工一括契約の変更に
ついて

議案第18号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第13号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

布袋駅東複合公共施設整備事業

住民基本台帳システム改修事業

第3条 地方債の補正のうち

布袋駅東複合公共施設整備事業

消防施設整備事業

臨時財政対策債

議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第3条 繰越明許費

第4条 債務負担行為のうち

口座振替データ伝送方式移行事業

第5条 地方債のうち

布袋駅東複合公共施設整備事業

臨時財政対策債

第6条 一時借入金

第7条 歳出予算の流用

議案第29号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

消防本部

の所管に属する歳出

出席委員（7名）

委員長	石原資泰君	副委員長	長尾光春君
委員	宮地友治君	委員	牧野圭佑君
委員	堀元君	委員	伊藤吉弘君
委員	東猴史紘君		

欠席委員（0名）

委員外議員（8名）

議員	古池勝英君	議員	稲山明敏君
議員	中野裕二君	議員	三輪陽子君
議員	大藪豊数君	議員	片山裕之君
議員	宮田達男君	議員	田村徳周君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石 黒 稔 通 君 副主幹 前 田 昌 彦 君
主任 駒 田 寛 明 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

企画部長 阿 部 一 郎 君

総務部長 本 多 弘 樹 君

消防長 高 島 勝 則 君

地方創生推進課長 矢 橋 尚 子 君

地方創生推進課副主幹 八 橋 直 純 君

秘書政策課長 平 松 幸 夫 君

秘書政策課主幹 田 中 元 規 君

秘書政策課副主幹 山 口 尚 宏 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

向 井 由美子 君

市民サービス課主幹 鈴 木 勉 君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

長谷川 崇 君

市民サービス課副主幹 駒 田 直 人 君

行政改革推進課長 河 田 正 広 君

行政改革推進課副主幹 高 田 昌 治 君

財政課長 安 達 則 行 君

財政課副主幹 大 脇 宏 祐 君

税務課長	酒 井 博 久 君
税務課主幹	浅 野 武 道 君
税務課副主幹	近 藤 祥 之 君
収納課長	三 輪 崇 志 君
収納課副主幹	青 山 守 君
総務課長	今 枝 直 之 君
会計管理者兼会計課長	金 川 英 樹 君
監査委員事務局長	山 田 順 一 君
消防総務課長	杉 本 恭 伸 君
消防総務課主幹	日下部 匡 彦 君
消防総務課副主幹	内 藤 克 利 君
消防予防課長	花 木 康 裕 君
消防予防課副主幹	蟹 江 雅 紀 君
消防予防課副主幹	池 田 博 之 君
消防署長	上 田 修 司 君
消防署東分署長	上 村 和 義 君
消防署主幹	栢 本 忠 幸 君
消防署主幹	山 本 育 男 君
消防署主幹	村 上 祥 一 君

○委員長 皆様、おはようございます。

定刻より少し早いですけれども、総務委員会のほうを始めさせていただきます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

改めまして、おはようございます。

早いもので、今年度も最後の総務委員会となりました。来年度予算も含めてたくさんの付託された議案がございますので、しっかりと質疑・審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、先ほど議案第22号と議案第29号の訂正の件が承認されました。当初予算などのデータはまだ差し替わっておりませんので、議案等訂正書の数字に置き換えて審査をいただきますようお願いいたします。

それでは、初めに市長から挨拶をお願いします。

○市長 改めまして、おはようございます。

今、委員長のほうからお話ございましたように、議案の一部につきまして訂正をさせていただきました。改めて、よろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

去る2月24日に3月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をしていただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 市長はこの後公務のため、ここで退席されます。

新型コロナウイルスの感染拡大の予防のため、マスクの着用をよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第6号 江南市職員定数条例の一部改正についてをはじめ、7議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、そのほかは退席していただいても結構です。

議案第6号 江南市職員定数条例の一部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第6号 江南市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長　議案第6号につきまして御説明申し上げますので、議案書の21ページをお願いいたします。

令和4年議案第6号 江南市職員定数条例の一部改正についてでございます。

次の22ページには、江南市職員定数条例の一部を改正する条例（案）を、次の23ページには、参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 すみません。2点だけ伺いたします。

まず1点目、今回この条例改正を行うことになった、こうした背景をちょっと教えてほしいんです。

○秘書政策課長 背景でございますけれども、現行では育児休業職員というのは定数に含まれておるんですけれども、特に保育士の育休者が非常に増えておりまして、今まで保育士の育休者を会計年度任用職員で対応しておりましたが、現在正規職員で補充しておりますので、条例定数を超過するおそれが生じたことから改正に至ったものでございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○秘書政策課長 あと職員の数ですけれども、2月末時点になりますけれども、休職者2名、育児休業者45名、配偶者同行休業中の職員は1名でございます。

○伊藤委員 もういいです。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 この制度は江南市独自で決めたということでよろしいんですか。

○秘書政策課長 江南市独自というわけではございませんが、他の自治体においても同様に育児休業を除外するという規定はございますので、それに倣って対応いたしました。

○牧野委員 必要だと思います。

22ページで、次に掲げる職員はということで1、2、3とあるんですけれども、この第1号が今回の目的からはずれるんだけど、第1号に該当する長期休養を取る者というのは結構見えるんですか。

○秘書政策課長 2名でございます。

○牧野委員 それが先ほど言われた2名なんですね。

○秘書政策課長 はい。

○牧野委員 精神的なもの、どうでもいいです、多分そういうことですね。分かりました。

第2号が3歳保育ということで、実際今45名とおっしゃいましたかね。

そうすると、今までこれを本当に会計年度任用職員で賄ってきたこと自身

がすごいなあと思いますので、早く決めておいたほうがいいと思います。

私、もう一個驚いたんですが、第3号も1名いらっしゃる。これはどういう事例でしょうか。ちょっと具体的にお話を聞きたいんですが。

○秘書政策課長 配偶者同行休業とといいますのは、外国で勤務されている配偶者の方と外国において一緒に生活する場合に、3年を超えない範囲内ということになりますけれども、休業できるという制度でございます。

○牧野委員 そういう方が1名いらっしゃると取ればいいんですね。

あり得るんだなあ。

○秘書政策課長 今現在この1名ですけれども、この3月末で終わるんですけれども、今まで取得した方は1名のみでございます。

○委員長 よろしいですか。

○牧野委員 結構です。

○長尾委員 先ほど定数条例での人数の限界があるのもということでお話しされたんですけど、ちょっと私も定数条例そのものを全部見させていただいて、確かに数字が、職員の数が書いてあったんですけど、その定数そのものを増やすという考えには至らなかったのでしょうか。

○秘書政策課長 定数自体を増やしますと、例えばですけれども、育児休業中の職員が仮に全て戻った場合というのは定数があふれることになりますので、その関係がございまして除外規定で、定数は定数で設定したということでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時36分 休 憩

午前9時36分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第7号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 秘書政策課長 続きまして、議案第7号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の24ページをお願いいたします。

令和4年議案第7号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

次の25ページには、江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、次の27ページには、参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員 すみません。2点だけお願いします。

会計年度任用職員であって、引き続き1年以上在籍した場合に育児休暇を取得することができるという、こんなような感じなんですけれども、過去に会計年度任用職員で育児休暇を取得した職員はいるのでしょうか。

- 秘書政策課長 今年度につきましては2名ございます。昨年度は5名いらっしゃいます。

- 伊藤委員 はい、分かりました。

もう一点なんですけれども、26条の中に職員に対する育児休業に係る研修の実施をと記載されておりますけれども、実際にどのような研修を行う予定

为什么呢。

○秘書政策課長 研修につきましては、育児休業職員だけではなく、制度そのものを全ての職員に周知したいと思っておりますので、そちらのほうの制度の内容とか今の現状が分かりやすく網羅できるようなパンフレットを作成したいと思っております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 27ページの新規規約の第2条のアというのが書いてあって、このアという意味がよく分からない。これは1歳6か月までということなんですか、年度雇用は。その養育する子が1歳6か月に達する日までにと、この解釈はどういうことですか。3歳じゃないの。

○秘書政策課長 条例に基づく非常勤職員の場合になりますけれども、1歳6か月ということになります。

○牧野委員 そういうふうになっているんだ。

○秘書政策課長 ただし、ただし書というので、2歳に達する日というのがございますが、そちらのほうは、例えば保育園に入園できないとか、そういったような実例がある場合は2歳までということになります。

○牧野委員 知らなかった。会計年度というのは1歳6か月なんだ、3歳じゃないに、そういう解釈で。

はい、分かりました。結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時40分 休 憩

午前9時40分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 江南市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第9号 江南市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防総務課長 それでは、議案第9号について御説明申し上げますので、議案書の35ページをお願いいたします。

令和4年議案第9号 江南市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部改正についてでございます。

次の36ページには、江南市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）を、次の37ページには、参考といたしまして条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○牧野委員 細かいことで。

これはすごいなあと思う。何か日本政策金融公庫の改正に伴う措置だというふう聞いておるんですけど、過去にこういう事例はなかったんじゃないかと。あったんですかね、実際に。担保に供するほどの金額、出ていますかね。

○消防総務課長 江南市消防団の事例といたしましては把握してございませんので、過去にはそういった事例はなかったものです。

○牧野委員 そうですよ。金額的にもそれほど思いました。

結構です。以上です。

- 堀委員 消防団員は不足しているんですか。足りんの、定数から。
- 消防総務課長 当市消防団員の条例定数は200名になっておりまして、今現状で200名ちょうど的人数がございますので不足しているという状況ではございません。

- 堀委員 分かりました。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時42分 休 憩

午前9時42分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議案第9号を採決します。
- 本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 布袋駅東複合公共施設等整備事業 設計施工一括契約の変更について

- 委員長 続いて、議案第14号 布袋駅東複合公共施設等整備事業 設計施工一括契約の変更についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 秘書政策課長 議案第14号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の77ページをお願いいたします。

令和4年議案第14号 布袋駅東複合公共施設等整備事業 設計施工一括契約の変更についてでございます。

次の78ページから80ページには、参考資料といたしまして仮変更契約書を

掲載しております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけちょっとお聞きしたいんですけども、物価変動に伴う契約金額の変更ということでございますが、今回契約変更した後、さらに物価変動が起こった場合においては、再度契約をするものでしょうか。

○秘書政策課長　契約上、再度の契約変更は行わないということになっております。

○伊藤委員　行わないということですか。分かりました。

物価が下落した場合でもそうですよね、下がった場合。

○秘書政策課長　下落した場合、今回は上昇しましたけれども、仮に下落した場合は減額改定はできるものとなっております。

○伊藤委員　そうですか。分かりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　資料をもらっていますので計算方式も分かっているんだけど、珍しいなと私は思ったんだけど、過去にこういうような増額とか減額という、公共工事でありましたかね。二、三年のうちで結構ですけど。

○秘書政策課長　ちょっと年数までは覚えておりませんが、過去にもそういった事例があるというふうには聞いています。

○牧野委員　あるんだ。

こういう物価変動による訂正というのは、大体何年ものぐらいの工事契約で結ぶものなんですかね。例えば1年であっても、こういうものは結ぶのが契約のやり方なんですか。

○秘書政策課長　契約の条項の中身によりますけれども、通常ですと物価変動があった場合ということでの規定はございますので、今の物価変動も労務単価の上昇によって、年々上がっているような状況がございますので、当然こういった事例というのは今後も起こり得るというふうには認識しております。

○牧野委員　　ちょっと派生的ですけど、下水工事なんかも2年とかなんかで
する場合、こういうことはやっているんですかね。

○秘書政策課長　　ちょっと把握しておりませんので、申し訳ございません。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩します。

午前9時47分　　休　憩

午前9時47分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

○秘書政策課長　　伊藤議員の物価が下落した場合のお話ですけれども、私、
物価が下がった場合は下がりますという話をしたんですけれども、正式には、
一度上がったものについてはその数字で行きます。そこから仮に物価が下が
ったとしても、それは適用はしないということでございます。

○長尾委員　　すみません。ちょっと事前にいろいろ調べてみたんですけど、
どこにも事例がなかったのでお聞きしたいんですけど、この施設の当初建設
する前の企業を入札するときには、債務負担行為を打って総額幾らという形
で、この事業自体はぎりぎりの金額で来たんですけど、その債務負担行為と
いうのが消えるタイミング、そこの数字が上がると、合計で行くと債務負
担行為の設定した金額よりも高額になるはずなんですよね。それが消えるタ
イミングというものが多分あるかなんかで、これが有効になるというふうにな
るのじゃないかと思っているんですけど、その辺の関連性、ちょっと分かれば
教えてもらってもいいですか。

○秘書政策課長　　債務負担行為の設定につきましては、当初の一番初めの要
求水準書の数字で提示しておりますが、契約後について契約金額に債務負担
行為の変更をいたしましたので、その数字で行きます。プラス、物価変動に
伴う増減額を加算した額というふうに債務負担行為は設定しておりますので、
その額に基づいて今の数字があるということでございます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○宮地委員　　関連して聞きたいんですけども、物価上昇で契約変更してい
くんだけれども、どれだけ上がったら、何%上がったら契約のし直しになっ
てくるかという基準ってあるの。

○秘書政策課長 契約に基づいて1.5%という。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時50分 休憩

午前9時50分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第13号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

布袋駅東複合公共施設整備事業

住民基本台帳システム改修事業

第3条 地方債の補正のうち

布袋駅東複合公共施設整備事業

消防施設整備事業

臨時財政対策債

○委員長 続いて、議案第18号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第13

号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、第2条 繰越明許費の補正のうち、布袋駅東複合公共施設整備事業、住民基本台帳システム改修事業、第3条 地方債の補正のうち、布袋駅東複合公共施設整備事業、消防施設整備事業、臨時財政対策債を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく申し上げます。

最初に、企画部秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の149ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正の最上段、布袋駅東複合公共施設整備事業でございます。

続きまして、156ページ、157ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段やや下、19款1項1目1節基金繰入金で、説明欄の上段、江南市新図書館建設事業等基金繰入金でございます。

158ページ、159ページをお願いいたします。

最上段の22款1項1目1節総務管理債の布袋駅東複合公共施設整備事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

160ページ、161ページをお願いいたします。

最上段の2款1項2目秘書政策費の人件費等及び布袋駅東複合公共施設整備等事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 2点だけお聞きします。

まず1点目、人件費等なんですけれども、退職手当2,780万9,000円、これ

ほどの職階の人で何人分を計上されたんでしょうか。

○秘書政策課長 管理職1名と主査職1名、主任以下2名の合計4名でございます。

○伊藤委員 分かりました。

2点目、この下の布袋駅東複合公共施設整備事業ということで、議場での説明の中で資材の供給の遅れにより工事が遅延しているという説明があったと記憶していますが、一般質問の中で期日前投票所のことをここに持ってきてくれとちょっと言った経緯があって、令和5年4月に供用開始が遅れるという可能性はあるんでしょうか。

○秘書政策課長 今現在、工材の関係でちょっと遅れが生じておりますけれども、現在工程を少し変更いたしまして対応しているところでございます。

内装工事が始まります7月から8月頃には元の工程に戻ってきますので、その辺りは解消される予定と聞いておりますので、現在のところ供用開始が遅れるという話は聞いておりません。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げますので、議案書の148ページをお願いいたします。

2款3項、住民基本台帳システム改修事業でございます。

続きまして、議案書の152ページ、153ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段にございます15款2項1目総務費国庫補助金の2節戸籍住民基本台帳費補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、162ページ、163ページの中段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の163ページ説明欄、個人番号カード関連事業から最下段のコンビニ交付サービス運用事業まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　3点だけお願いします。

163ページの住民基本台帳等事業の個人番号カード関連事業、予約システム管理委託料は執行しないということで全額減額するわけですが、今後一切この予約システムというのは導入しないということなんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　こちらの予約管理システムの導入についてでございますが、マイナンバーカードの交付状況がマイナポイント第1弾の増加を見越して予算措置をさせていただいておりましたが、現在交付枚数が1か月当たり先月ですと702枚、ピーク時が令和3年6月が2,580枚でしたので、現状今3分の1程度の交付状況になっているということで、予約管理システムについては現状導入については見送ったところではございますが、ただ導入していた自治体のほうにお伺いしますと、予約の電話の対応が増加したこととか、予約管理をすることで繁忙期においては予約枠が数か月先まで埋まってしまったというようなお声も聞いている中で、導入について今回は少し見送らせていただいたところではございます。

しかしながら、マイナポイントの第2弾もございますので、対応としては職員の増員などもさせていただきつつ対応を見させていただきながら、今回のシステムではないかもしれませんが、予約が必要な場合には、またその状況に応じて対応は検討していきたいと考えております。

○伊藤委員　　はい、分かりました。

2つ目なんですけれども、その下の住民基本台帳システム改修事業、これは転入転出の際にワンストップ化が図られるという目的の導入ということなんですけれども、このワンストップ化のもう少し概要を説明していただきたいと思います。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　このワンストップ化について

でございますけれども、現在転出をする方の内容でございますが、まずは転出時の市町村で転出届を提出していただきまして、転出証明書を受け取っていただくこととなります。そして、転入先の市町村でその転出証明書を提出していただくという行為がございますので、お客様にとりましては転出元・転入先での来庁が必要となってくるのが現状でございます。

このワンストップ化が稼働いたしますと、マイナンバーカードをお持ちの方につきましては、マイナポータルからオンラインで転出の届出をすることができることと併せて、転入自治体への来庁予約も行えることとなりますので、市民の方にとりましては転出地自治体での来庁が不要になることと、あと転入地市町村ではあらかじめ転入者情報が得られておりますことから事前準備が可能となり、転入手続に係る時間の軽減が期待できるものとなっているものでございます。

○伊藤委員 詳しくありがとうございました。

あと一点だけ。その下のコンビニ交付サービス運用事業、これは実施期間中にどれぐらいの方がコンビニを利用されたのか、分かっていたら人数をちょっと教えてほしいんですけど。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 人数については申請書をいただくわけではなく、端末操作をしていただくということで発行になりますので、ちょっと人数については把握はいたしかねるものではございますけれども、コンビニ交付での交付枚数が、本年1月ですと発行枚数が487通発行がございまして、窓口交付全体と合わせて5,436通あったものに対して約9%の発行枚数でございましたので、割合としてもそのぐらいの方の人数は御利用いただいているものと推察しているところでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○牧野委員 この補正の予算とはちょっと違うんだけど、この予約管理システム見送っていいんですけども、また今度納税とか確定申告なんかの予約システムをつくるんで、どこかでまとめてもらって、一個一個個別の予約管理システムもいいんだけど、相性の悪いものは、例えば体育館の予約システムはちょっとなじまないんだけど、庁内でうまく仕組みが合わせるものだったら、これとこれとこれは1つの予約管理システムの中で同じソフトで動く

ようなことをやったほうがコストが下がるような気がするので、個別にするんじゃなしにどこかでまとめてもらって、見送ったのはいいんですけど、そういう構築のほうがいいと思いますので、ぜひ企画でやるのか誰がやるか分からんけど、ちょっと検討していただきたいということを申し添えておきます。以上です。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　今回見送らせていただいたシステムは、委員おっしゃるようにマイナンバーカードに特化した予約システムでございまして、対象者の方のデータの取り込みもした上で、今回見送ったシステムを導入しますとマイナンバーの方の予約のみに該当するものでしたので、おっしゃるようにほかの予約管理システムの統合ですとか、そういった面も見据えますと、今回予算措置をさせていただいたものをちょっと見送らせていただきまして、また今後の交付の状況を踏まえて、また検討はさせていただきたいと思っております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　　先日、草井の方で80歳前後の御夫婦の方、マイナンバーカードの申請にここへ見えたときに、実に親切丁寧にやっていただけましたと、ぜひお礼を言うておいてくださいということで、女性の方だったんですけど、カウンターの。本当に丁寧に、よく分からんのにやっていただけました。ありがとうございますという言づけでしたので、申し上げておきます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部行政改革推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○行政改革推進課長　　行政改革推進課が所管をいたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の154ページ、155ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段の15款4項5目1節総務管理費交付金で、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

はねていただきまして、160ページ、161ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2段目の2款1項5目行政改革推進費の情報システム管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　すみません。1点のみ、確認だけで申し訳ございません。

情報管理システム運営事業、これなんですけれども、新型コロナの臨時交付金を充当する事業なんですけれども、財源更正のみを行うということなんですけれども、この事業はもともとどういった内容の事業だったんでしょうか。

○行政改革推進課長　この事業につきましては、令和3年10月臨時会におきまして補正予算に計上した事業でございます。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、いろいろな会議がウェブ会議形式で開催方法が取られるということが多くなってきたということで、ウェブ会議用の端末機を2台増設したものでございます。併せまして、通信回線用のモバイルルーターも借り上げたものでございます。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　令和3年度江南市一般会計補正予算（第13号）の財政課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の152ページ、153ページをお願いいたします。

最上段、11款地方交付税、1項1目1節地方交付税で普通交付税でござい

ます。

はねていただきまして、156ページ、157ページをお願いいたします。

中段、17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2節土地売払収入で、説明欄の2つ目、財政課、土地売払収入でございます。

なお、こちらは補正予算説明資料9ページに位置図を掲載しております。

その下、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、説明欄2つ目、財政課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

1ページはねていただきまして、158ページ、159ページをお願いいたします。

上段、22款市債、1項7目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

1ページはねていただきまして、160ページ、161ページをお願いいたします。

下段、2款総務費、1項総務管理費、6目財政費、補正予算額は3億7,030万1,000円で、説明欄、江南市財政調整基金、江南市公共施設整備事業基金の積立金でございます。

はねていただきまして、198ページ、199ページをお願いいたします。

中段の12款1項1目公債費、補正予算額2億9,748万2,000円で、補償、補填及び賠償金と償還金、利子及び割引料でございます。

続きまして、令和3年度江南市3月補正予算説明資料をお願いいたします。説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございます。

11款地方交付税は普通交付税でございます。

17款財産収入は備考欄2つ目、土地売払収入でございます。

19款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。

22款市債は臨時財政対策債でございます。

説明は以上となります。補足の説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 2点だけ、すみませんが。

161ページの、これも確認だけなんですけれども、財政調整基金管理事業で財政調整基金の令和3年度末の残高予定額と、あとその下の公共施設整備事業基金管理事業の、この基金の令和3年度末の残高予定額は大体幾らでしょうか。

○財政課長 江南市財政調整基金積立金の財政調整基金の令和3年度末の残高見込みでございますけれども、約26億1,600万円でございます。

江南市公共施設整備事業基金積立金の令和3年度末残高見込みでございますが、約7億6,100万円でございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと一点ですけれども、199ページ、これも確認なんですけど、すみません。

市債償還事業で、市債の繰上償還する借入先はどこなんでしょうか。あと、また普通交付税が追加交付されたことで、それを活用して臨時財政対策債を3億円繰り上げての償還ということになることはよく理解できたんですけれども、借入先に公的資金補償金134万8,000円を支払ってでも繰上償還したほうが得であったという考えでよかったですでしょうか。

○財政課長 まず借入先でございますが、財政融資になりますので、東海財務局、財務省のほうとなります。

今回公的資金の補償金ということで計上させていただいております。繰上償還につきましては、東海財務局に確認をいたしましたところ、財政融資資金において繰上償還を行う場合、こちらにつきましては損失に対応する補償金の支払いが前提となるということでございます。理由につきましては、本来当市から利息分をお支払いしていくわけですけれども、その収入額と、それから一括償還した場合、東海財務局としては、またそれを資産運用することによって、その資産運用利益の差額を損失と捉えるということから、今回確認いたしましたところ、いずれにしても繰上償還する場合は補償金の支払いが前提になるということでございます。

御質問の今回有利か不利かというところでございますけれども、シミュレーションということで、今回、昨年11月下旬に財政融資ということで約10

億円既に起債発行しております。そのうちの3億円を繰上償還するというところで、簡易的でございますけれども、借入利率等を使いましてシミュレーションしましたところ、その利息分、本来繰上償還したほうが、今後20年間で買い取りますけれども、その利息は少なかったということで、補償金を返すよりその減額額が多かったものですから、有利という判断をいたしまして繰上償還をいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　私も同じ質問ですみません。ちょっと分からないので、まず199ページの大枠は分かったんです。大枠は分かって、この199ページの表の市債償還元金51万円、計算式が書いてあるけど、これはどういうことかちょっと分かりやすく教えてほしいんですが。

○財政課長　市債償還元金と市債償還利子につきましては、今回の繰上償還に係る内容ではなくて、借入額が確定したことによりまして、その部分の数字の置き直しをしているということでございますので、この繰上償還に係る内容ではございません。

○牧野委員　何か理解が難しいなあと。まあ、いいです。

それと、もう一つこれも基本的なことが分からなくて、161ページなんですけど、これは私が知らないだけなんでちょっと恥ずかしい質問なんですけど、その財政調整基金の積立金というのは、余ったお金の2分の1とかいうのは分かるんだけど、この公共施設整備事業基金の積立ては、何か基準でやっているのか、何か目標でやっているのか、ちょっとそこを教えてほしいんですが。

○財政課長　公共施設整備事業基金の積立てに関しましては、これまでその年の財政状況を見ながら積立てを行っておりました。当初は1億円でスタートしたところ、直近ですと5,000万円ぐらいで積立てを行ってございまして、ということで、財政状況を見ながら積立てを行っておるのが現状でございます。

目標額と目標の積立期間という設定につきましては、もともと基金の目的が将来のその施設の例えば統廃合でございますとか、建て替え、それから用地取得、そういったものに使うという基金でございまして、今後、例えば今

の施設が老朽化してくるのが、恐らく2040年から2050年ぐらいということで計画上はなっておりますけれども、その多額の出費に備えた形ということで積立てをしておりますして、具体の目標額というところまでの設定は、その事業内容等がやはりかなり大幅に今から推測することはできないものですから、目標額、具体的なものは設定していないという状況でございます。

○牧野委員 何となく分かったんだけど、財政調整基金は何にでも使えるんだけど、公共施設整備事業基金はそれに対する基金だから、そこに使いなさいよと。ただ、施設再配置の部分は、それはそれで積んでいるんで、そこら辺の、積んでおくのは非常にいいので余ったときはすぐ積みたいんだけど、これの意義みたいなものがちょっと、積んだほうがいいんだけど、こういう名称なんだなあと。

だから、これを取り崩すときも、財政調整基金から崩して、公共施設整備事業基金から崩して、再配置の場合は再配置計画から崩してと、いろんなもんから使えるのかなあと。そういう建物に使う、造ったり、壊すときにも使えるんですよね、公共施設整備事業基金は。使えないのかな。施設を14%減らすのは使えないの、このお金は。公共施設整備事業基金の用途は、造るほうに使うの、これは。

○財政課長 目標の目安ということで15%、ただ目安ということになっていきます。目標の目安として達成する手段として、統廃合、廃止ということになってまいります。

また、予防保全型の修繕ということで、必要に応じて修繕もしていくという中で、この基金については特に統廃合、それから新たな、例えば用地取得が必要な場合は用地取得のためということで使っていく予定の基金としてございます。

○牧野委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員 すみません。先ほど伊藤委員、牧野委員が質問された公債費の話は少し確認させていただきたいのですが、今回のタイミングで約3億円の繰上償還を行いましたということなんですが、先ほど伊藤委員の御答弁の中

でも財政調整基金が年度末で約26億円という数字が出てまいりました。私が聞きたいのは、端的にいうと、なぜ3億円なんだろうという話です。

財政調整基金、20億円ぐらい、標準財政規模の10%ぐらいという話で、あまり多く残し過ぎると逆に国のほうから地方交付税どうするという話になって、いろいろ注意も指摘もされるというのもあるので、あまり財政調整基金だけに積んでいくのもいかなかなというのもあって、逆にここで今回利息がマイナス437万6,000円という形で払う必要がなくなったよという形になるなら、先に繰り上げれば先に利息を払わんでいいから、その分違う事業に使えるなあという思いもあって、どこがいいという答えはないと思うんですよ。ただ、その3億にした根拠がもしあるなら、ちょっと教えていただければなあというのが1点。取りあえず先にそれだけお願いできますか。

○財政課長　今回、地方交付税、普通交付税が増額した原因でございますけれども、これは国税収入が上がったということで昨年の12月に国会のほうで成立している内容で、そうしますと交付税財源が当然増えますので、それに伴って国は再算定ということで、新たに算定をされたということでございます。

その算定された結果として、今回交付されたのが6億6,546万1,000円でございます。この内訳といたしまして、臨時財政対策債償還基金費ということで、こういった枠が定められておりまして、それが、うち4億8,500万円でございます。4億8,500万円を今回の臨時財政対策債の償還に充てなければ、今後基準財政需要額にこれが返ってこないということになりますので、国に定められた金額をそのまま3億円、それからまだ未発行分がございますので、残りの金額合わせて全て4億8,500万円、償還金に充ててまいりたいと考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長　税務課の所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の162ページ、163ページの最上段を御覧ください。

歳出でございます。

2款2項1目税務費で、軽自動車税システム改修等事業でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。すみません。

軽自動車税システム改修の内容は、ちょっとどのようなものになっているかももう一度教えてください。

それと、全額減額するというところでございますが、システムの改修を今後もしやる必要はないということなんでしょうか。

○税務課長　国全体で進められています軽自動車の保有に係る手続の電子化に伴う改修でございます。

内容としますと、軽自動車のワンストップサービス及び自動車税の納税管理システムへの対応となっております。こちらのほうの対応に関しましては、令和5年1月からやるということで、令和3年度の税制改正に盛り込まれた内容でございますが、令和5年1月ということで、今回皆減というふうに減額しておりますけれども、令和4年度のほうに全額同じように計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長　消防本部消防総務課所管の補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の149ページをお願いいたします。

第3表　地方債補正、上から4つ目の消防施設整備事業でございます。

次に、歳入でございます。

議案書の152ページ、153ページをお願いいたします。

15款2項5目1節消防費補助金、説明欄、消防総務課の高規格救急自動車購入費補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

議案書の186ページ、187ページをお願いいたします。

上段にございます9款1項1目消防総務費の消防車両更新等事業でございます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

高規格救急自動車の187ページで、契約による減額補正ということでございます。入札されて結構安く買われたということなんですけれども、これは非常に大切な市民を守る救急車なんですけれども、この救急車ってもう納入されているんでしょうか。

○消防総務課長　納入のほうは既にしております。日にちで申し上げますと、令和4年2月18日に納車しております。

○伊藤委員　運用はされているんでしょうか。

○消防総務課長　運用につきましては、納入後それぞれの各グループのほうで車両等、また資機材のほうの取扱いの説明をいたしまして、それからまたほかにも無線機の載せ替え等もあるんですけれども、そちらのほうも完了いたしまして、令和4年3月1日から運用を開始しております。

○伊藤委員　分かりました。

高規格救急自動車、毎年新しい資機材がどんどん出てきますけれども、今回の資機材の新しい特徴というか、何か資機材の新しい、今までの救急車と違った資機材を載せているんでしょうか。

○消防総務課長　今回の新しい救急車の特徴になりますけれども、アクティブビーコンというふうに呼んでおりますけれども、安全に救急搬送が行えるように活動状況に応じて赤色蛍光灯というのが車両の上部に、後方にもあるんですけれども、そういったものが点灯モードが変えられる仕様になっており

ます。

また、それ以外にも360度カメラというものを今回採用いたしまして、モニターで周囲の確認ができる仕様となっておりますので、そういった点が以前の救急車とは違う点になるかと思えます。

○伊藤委員　すばらしいですね。

あと、更新された旧の救急車というのはどうされたんでしょうか。

○消防総務課長　今回の更新に伴います旧の救急車ですけれども、廃車というふうになる予定で、実は本日契約業者のほうで引取りに来る予定になっております。

○伊藤委員　あと1点だけです。

これは何年間使用して、走行距離はどのくらい乗ったんでしょうか。

○消防総務課長　今回更新しました車両につきましては、11年と9か月使用したことになりまして、走行距離としましては13万キロ乗りました。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　新車で来るのに、無線機なぜ載せ替えるの。

○消防総務課長　無線機につきましても、無線の購入のほうをするのではなくて、まだ前回の無線機で使えるというふうに判断しまして、そういったものは使えるものは使うということで、無線機のほうは載せ替えて使用する。

[発言する者あり]

○消防総務課長　そうですね。コスト削減もあるんですけども……。

○堀委員　ついてくるんじゃないかな、新車で。ついてこないの。

○消防総務課長　今回そういった考えから仕様には載せておりませんので、最初から載せ替える計画で実施のほうをしております。

○堀委員　載せ替えじゃなくて、新しく載せるということだね。新車ではついてこないということでしょう。

○消防総務課長　はい。

○堀委員　ということは、新しく載せるということでしょう、旧のやつを。

○消防総務課長　はい。

○堀委員　そのように言ってくれな、取り替えるんかと思った。載せ替えだ

と言ったもんだから。

分かった。ありがとう。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 それでは、消防本部消防署所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳入について御説明申し上げますので、議案書154ページ、155ページをお願いします。

中段にございます15款4項7目1節消防費交付金、内容につきましては155ページ説明欄、消防署、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、186ページ、187ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項3目消防署費で、89万4,000円の減額補正をお願いしますのでございます。

内容につきましては、187ページ説明欄をお願いいたします。

救急出動事業（新型コロナウイルス感染症対策）といたしまして、財源更正をお願いしますのでございます。

救急資機材整備・保全事業（新型コロナウイルス感染症対策）といたしまして、自動式心臓マッサージ器の入札を行った結果、60万9,000円の精査が発生したため、減額補正と財源更正をお願いしますのでございます。

救急訓練事業（新型コロナウイルス感染症対策）といたしまして、救命処置トレーニングシミュレーターの入札を行った結果、28万5,000円の精査が発生したため、減額補正と財源更正をお願いしますのでございます。

いずれも特定財源といたしまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当してまいります。

説明は以上です。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願

します。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　1点だけですが、自動式心臓マッサージ器です。救急資機材整備・保全事業ですね。減額補正されたということで、これは実際に自動式心臓マッサージ器を使用して搬送された実績というのはあるのでしょうか。

○消防署長　　この自動式心臓マッサージ器は、令和3年6月に導入してから令和4年2月末までの間に対象事案が58件発生しまして、そのうち26件に使用いたしております。

機器を使用しなかった理由といたしまして、傷病者の体格、体の厚みが足りない方とか、あと傷病者の家族から機器の使用の同意が得られなかった、そういった事案に使用ができていなかったというふうになります。

○伊藤委員　　結構やっぱり使用件数は多かったということで、非常に有効に活用されて隊員の疲労軽減という形になったと思うんですけども、ちなみにこれは新型コロナウイルス感染症対策ということですけど、新型コロナ陽性者を搬送された件数って何件あるのでしょうか。

○消防署長　　新型コロナウイルス陽性者と、あと疑いも含めてになりますけれど、令和3年度中でいきますと2月末までで87件搬送しております。

○伊藤委員　　分かりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　　単純な質問で今と同じこと、この自動式心臓マッサージ器というのが、こういうのがあるのがすばらしい。何者で入札して、1台買ったんですかね。ちょっとまずそこを聞きたいんですが。

○消防署長　　自動式心臓マッサージ器は2台購入いたしまして、入札は6者の入札で実施しております。

○牧野委員　　そうすると、もうこれは大活躍なんだけど、救急車で走っていくときに積んでいくんですかね。症状を聞いて、2台を1台ずつ。

○消防署長　　救急車が4台あって2台購入ということになっておりますので、一番多く出動する本署の1次出動車両と東分署の救急車両に積んでおります。

○牧野委員　　結構です。

○堀委員 救急車は4台あるのに、何で4台入れんの。

○消防署長 委員お尋ねの4台あるのになぜ2台かというところですが、資機材の点検が毎年1回実施しなければならないというところから、4台ですとかなりその費用もかかるというところで、一番多く出動する車両に積載するというので実施しております。

○堀委員 機器も点検等しないかんわけ。

○消防署長 はい。そのとおりでございます。

○堀委員 それにしても、人命に関わるようなことで4台あるのに2台しか入れんなんで、そんなみみっちいことを言っておってはあかんて。

〔「修繕費も含めて買わないかん」と呼ぶ者あり〕

○堀委員 それは買わないかん、そんなことは。そんなことは遠慮せんでもええよ。

それから、抗原検査キットを買うかなんか言ってみえたでしょう、この間。それはどれぐらい買われるの。誰が使うわけ。

○委員長 堀委員、また後で追加で出てきますので、そのときにお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 大藪議員から本件に関しまして委員外議員として発言したいとの申出がありましたが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大藪議員 よろしく申し上げます。

AEDについてちょっとお尋ねしたいんですが、昨今AEDの事故・事件が新聞によく出ておりますが、その辺、特に……。

AEDとは違うんですか。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○大藪議員 違うんですか。てっきりAEDだと思っていました。違うんで

すね。じゃあ結構です。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時36分 休 憩

午前10時49分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第3条 繰越明許費

第4条 債務負担行為のうち

口座振替データ伝送方式移行事業

第5条 地方債のうち

布袋駅東複合公共施設整備事業

臨時財政対策債

第6条 一時借入金

第7条 歳出予算の流用

○委員長 続いて、議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第3条 繰越明許費、第4条 債務負担行為のうち口座振替データ伝送方式移行事業、第5条 地方債のうち、布袋駅東複合公共施設整備事業、臨時財政対策債、第6条 一時借入金、第7条 歳出予算の流用を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら、お願いします。

○事務局 議会事務局議事課の所管につきまして御説明をさせていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書の72ページ、73ページをお願いいたします。

歳入はございません。

歳出につきましては、72ページ、73ページから76ページ、77ページ下段までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて企画部地方創生推進課に

ついて審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課の所管につきまして、予算書の該当箇所を御説明させていただきます。

別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

下段の14款2項1目1節総務管理手数料、説明欄、地縁団体証明手数料でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

下段の17款1項2目1節利子及び配当金、説明欄上から5行目、6行目、地方創生推進課の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の18款1項1目1節総務管理費寄附金、説明欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

最下段の21款5項2目1節市町村振興協会基金交付金でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

最上段の21款5項2目2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、説明欄中段あたりの地方創生推進課とございます市勢要覧売捌収入から、3つ下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、78、79ページをお願いいたします。

以下、歳出でございます。

最上段、2款1項1目の地方創生推進費でございます。そこから84ページ、85ページの下段、秘書政策費の手前、地域連携事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 3つだけお聞きしたいです。

まず1点目、79ページの下段のホームページ運営事業のチャットボット管理委託料ですけれども、これはどこに委託されているのか、また令和3年度中にどのぐらいの利用者数があったのか、カウントしていたらちょっと教えてほしいんですけど。

○地方創生推進課長 チャットボット管理委託料でございますけれども、株式会社サイネックスと契約をしております。

利用件数ですけれども、こちら令和2年11月から開始をしております。令和2年11月から令和3年3月の令和2年度分が1万725件、令和3年4月から令和4年1月までの実績でございますが、7,814件でございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと83ページの、これは確認なんですけれども、市民・協働ステーション運営事業なんですけれども、その下の（仮称）交流スペース開館準備事業ですけれども、現在西分庁舎にある市民・協働ステーションが布袋駅東複合公共施設に移転するという認識でよかったのでしょうか。

あと、移転した後なんですけれども、西分庁舎のスペースは何か利用される予定はあるのでしょうか。これが一番聞きたかったんですけど。

○地方創生推進課長 （仮称）交流スペースは、現在の市民・協働ステーションを移転し、その機能に加え、複合公共施設内の図書館、保健センター、子育て支援センター、布袋駅などを利用する多世代・多様な人々が交差する利点を生かしました交流機能を併せ持つ施設を目指しております。

移転後の西分庁舎のスペースにつきましては、西分庁舎の一部として総務課の管轄となりますので、市の会議室として活用するというふうに聞いております。

○伊藤委員 市の会議室として活用、分かりました。

あと一点なんですけれども、83ページの同じく地域団体支援事業、これはまちづくり協力金、非常に高額な金額なんですけれども、この積算根拠と、また単価にはどのような経費が含まれているのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○地方創生推進課長 まちづくり協力金の算定につきましては、1世帯当た

りの単価に1月号の広報配付数を掛けたものを、2月に各区・町内会へ交付をしております。

単価につきましては、令和3年度573円で、市の会計年度任用職員の報酬単価を基に算定をしております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堀委員 83ページの説明をお願いしたい。プロポーザル審査委員会委員謝礼というのがありますね。プロポーザル自体ちょっとどういうもんか説明をお願いいたします。

○地方創生推進課長 プロポーザルにつきましては、委託先の業者選定に当たりまして、プロポーザル審査委員会を設置いたしまして公募型プロポーザル方式により事業に係る企画提案を行い、審査委員会における提案内容を審査・評価を実施しまして、受託候補者を選定してまいるという方式でございます。

○堀委員 よく分からん。もうちょっと分かりやすく説明して。プロポーザル自体を。

○牧野委員 関連で、私も同じことを聞いていい。

ちょっとあなたは話が早過ぎるんで、私はちょっと耳が遠いんで、もう少しゆっくり話してほしいんだわ。ごめんね。

これは重要なことなんで、交流スペース、議案質疑でもあったんだけど、物販のほうの2階にまちづくりのそういう一つの支援団体みたいなものが入って、今度は1階の交流スペースの貸会議室を含めての多分中間支援団体みたいなものが多分プロポーザルをして、提案をして管理運営といろんな市民交流をつなぐんじゃないかと思うんだけど、まちづくりの一つの核となる人と、この中間支援団体の管理との連携とか、そこが一緒にやるとか、そういう話とまた違うの、これは。

○地方創生推進課長 こちらの委託につきましては、市民の方で運営をしてほしいという思いがありますので、そういったプロポーザルによってどういった運営方法をしていくのかということをお提案いただくということで、公募型プロポーザルというものを実施することを予定しております。

その中で、今の市民・協働ステーションが今度交流スペースになるんです

けれども、交流スペースの運営というものをどういうふうにしていくのかということの企画を提案していただいて、その提案の中でどういった提案がいいのかということをこちらで選定をいたしまして、業者を決定していくというような流れにしたいと考えております。

○牧野委員 分かった。

何となく分かったような、分からんような。

○堀委員 交流スペース開館準備事業ということで、交流スペースを運営していく業者を決めるの。

○地方創生推進課長 そのとおりでございます。

○堀委員 交流スペースを運営する業者を決める。その業者を決める前の市民の意見を聞くということ。

○牧野委員 いやいや、そういうことじゃないよ。業者のプロポーザルを、提案を待つということ。こういう使い方をしたい、こういう運営をしたいという。

○地方創生推進課長 これまで市民・協働ステーションだったりとか、市民活動センター、そういったところの運営につきましては、市民協働・市民活動推進協議会というところでいろいろ御検討をいただいております。そうした中で、今回布袋駅東複合公共施設のところに交流スペースができるということで、そこの運営をどうしたらいいかということも協議をいただいております。

その協議の中で、やっぱりこういう場所というのは市民の方、民間の方に運営をしていただいたほうがいいんじゃないかという御意見をいただきましたことから、民間委託をしていこうという結論になったところでございます。

○堀委員 民間委託をするということは、その民間委託する方々を決めるということでしょう。それは誰が決めるわけ。

○地方創生推進課長 市の先ほどの公募型プロポーザル審査委員会というところで決めていくんですけれども、これから要綱なんかを設置いたしまして、先ほど申しあげました市民協働・市民活動推進協議会の委員だったりとか、あと市の職員だったりとかの委員のほうで業者を決めていくという流れになっております。

- 堀委員 委員はどうやって募集するの。
- 地方創生推進課長 市民協働・市民活動推進協議会というふうに市民活動を検討しているような協議会がございますので、その協議会の委員たち、学識経験者だったり市民団体の代表者だったりというところの方々でお願いをしようと思っております。
- 堀委員 その委員会のメンバーは、どういう人たちが見えるの。
- 地方創生推進課長 市民協働・市民活動推進協議会の委員のメンバーといたしましては、学識経験者、あと市民活動団体の代表者の方。
- 堀委員 市民活動団体。
- 地方創生推進課長 市民活動団体ですね。
- 堀委員 そういうメンバーの対象になるメンバーは、どこが決めるの。
- 牧野委員 活動団体はあるんだよ。
- 堀委員 その活動団体というのは、どういう団体なの。
- 委員長 すみません。発言は挙手をしてお願いいたします。
課長、答えられますか。
- 堀委員 具体的にちょっと挙げてみて。
- 地方創生推進課長 市民協働・市民活動推進協議会のメンバーといたしましては、学識経験者として愛知江南短期大学の学長、あと名古屋経済大学の教授と公募の市民もお二人お見えになります。市民活動団体の関係者ということで、市民活動団体の関係者が5名、あと社会福祉協議会のほうからも御参加をいただいております。
- 堀委員 その市民活動団体というのはどういう。具体的に名前を挙げて。
- 地方創生推進課長 現在、第5期の市民協働・市民活動推進協議会を開催しておりますけれども、その活動団体としては、NPO法人子どもと文化の森、あとNPO法人キッズサポート江南から、あと国際交流協会、SOSネットワーク、しえなん代表者の方々が市民活動の関係の団体の代表になっております。
- 委員長 よろしいですか。
- 堀委員 何でこんなことを聞くかということ、実際にこのいわゆる交流スペースを使うに当たって、もっと広い団体等から、例えばPTAとか子供会と

か、そういうような方々からの、一般に実際に使われる方々の意見を聞いてもいいんじゃないかというふうに思うわけですね。

大体ほとんど同じ団体でしょう。いろんな、そのほかの団体でも。偏ったというか、もっと広い視野に立っての意見を聞けるというようなことでやられるといいんじゃないかなというふうには思います。ある団体から、この団体を入れろとか、そういうようなことがなきにしてもあらずというようなことも聞いておりますので、慎重にお願いしたい。以上です。

○委員長　　そういう意見でございますので、何か答弁しますか。

○地方創生推進課長　　これまで市民活動の推進を検討するというところで、市民活動の団体を中心に委員を選定しておりましたけれども、今度は交流機能を併せ持つということですので、そういった他の団体の方を委員に加えるということも検討してまいりたいと考えております。

○堀委員　　審査ではどういった点を重要視しようと考えておりますか。

○地方創生推進課長　　候補者の選定といたしましては、事業者の実務経験・実務実績だったりとか、見積りの金額、事業の実施体制、あと運営方法だったり、自主企画事業だったりということなどの項目により審査をする予定でございます。

○堀委員　　もう一つ。

それから、使用料及び賃借料に印刷機借上料が、備品購入費に大型コピー機が計上されておりますね。これはどういうことかということですね。使用目的が違うんじゃないの、これ。

○地方創生推進課長　　大型コピー機につきましては、Aゼロの大きい印刷ができるものになりまして、想定といたしましては区とか町内会の総会の際の一番前に次第なんかを置いておくようなものをつくりたいというようなことが、区・町内会のほうから要望がございましたので、そういった要望を踏まえて導入をするものでございます。

○堀委員　　ということは、町内会等も審査委員の中に入っているの。

○地方創生推進課長　　町内会の方は、今の段階では審査委員の中には入ってございません。

○堀委員　　この審査委員会で、こういうものが要るよということで入れたの

か、初めから区長たちが区会等で使うから、そういうものを入れるというのか、これはどこが決めたわけ。

○地方創生推進課長 主には区・町内会から、今でも区・町内会の方が市民協働ステーションを御利用されていますので、印刷機も区・町内会の方が主には利用しております。そういった意見の中から、大きいものを印刷するのが欲しいというような要望がございましたので、そういったことを踏まえまして市民協働・市民活動推進協議会の中でもこういった意見がございましてということで検討をいただいたものでございます。

○委員長 よろしいですか。

○長尾委員 今の堀委員に関連して、私もちょっと気になっていたのを確認させていただきたいんですけど、先ほど課長の御答弁の中で市民の方に運営していただきたいという話が言われたんですけども、ということは、参加できる事業者は江南市に事業所を持つところに限定するとか、そういうような参加者の条件というのは、何かそういう取決めというのはもう既にあるものなのかということが1点と、もう一個が選定委員をやられている幾つかの団体を言われましたけど、その方たちが運営するということはあるのかないのかというのを教えていただければ。

○地方創生推進課長 市民の方に運営をということですけども、市としてはなるべく市民に近い方が運営したほうが運営がスムーズに行くのではないかとこのように考えております。ただ、運営をきちんと軌道に乗せていかなきゃいけないですので、そういった方面からも検討していかなきゃいけないことから公募型のプロポーザルにしようと考えておりますので、市民の方限定というふうにするには考えておりません。

市民協働・市民活動推進協議会は、いろんな市民団体からの代表者の方が集まっておりますので、そういった代表者の方が集まって何か組織体を作ってプロポーザルに参加するというようなことであれば可能かと思っておりますけれども、今の段階ではそういった話は聞いておりません。

○長尾委員 再確認になりますけど、その今の選定委員の中の方が自分のいる団体が受けるというような形で、その入札に参加するというケースも許可するというところでよろしいんですかね。幾つか団体がありましたけど、そ

の1者だけが手を挙げるみたいだ。

○地方創生推進課長 基本的に第5期の市民協働・市民活動推進協議会が立ち上がるときには、こういった市民協働ステーションを民間運営していくという可能性があるということも踏まえまして、そういった団体の方を協議会の中に入れるのはなるべく避けるようにしたという経緯もございますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堀委員 プロポーザルには何団体ほど応募があるか、大体想定はどれぐらいありますか。

○地方創生推進課長 公募型プロポーザルですので、公募してみないと何とも言えないですけれども、今の段階で御相談いただいている業者は3者ほどございますので、3者ぐらいは。こういったことかというふうに話を聞いた団体は3者ございます。

○委員長 ほか、ございませんか。

○宮地委員 広報の冊数をちょっと聞きたい。普通から考えると、世帯数プラス各企業、そしてプラスアルファなんですけれども、その冊数をちょっとお聞きしたいのと、それから印刷製本費として上がっている数字なんですけど、これはその冊数ごっそりそのままこちらへ来るのか、あるいは各町内・各区ごとに何冊というのを分けて入ってくる値段なのか、ちょっと聞きたい。

○地方創生推進課長 広報「こうなん」の発行部数につきましては、令和2年度が3万9,363部、これが平均発行部数でございます。令和3年度につきましては3万9,425部というのが平均でございます。

分けて配付するかどうかということですが、区ごとに分けて配付をするんですけれども、区によっては少しこういうふうに分けてほしいというような要望がございますので、50部単位ではございますけれども、なるべく要望に応じた区分けをして配付をしております。

○宮地委員 これは折り込みも入っているんですか。

○地方創生推進課長 折り込みにつきましては、各課の予算で計上しております。

- 宮地委員　　今、各区・町内から要望があれば、細かく印刷屋のほうで縛ってきちんと持ってきてくれるという、それは徹底しているんですか、各町内に。ただ要望があればやるだけであって、平等には行き渡っていない。
- 地方創生推進課長　　基本的には区ごとに50部単位で配付をするというふうなのを基準にしておりますけれども、区によっては班長にこれだけ渡したいというような要望がございますので、そういった要望のあるところに関してはできる範囲内で対応はしております。
- 宮地委員　　これは各町内から、もし各班とか各組に8軒とか細かい数字が出てきた場合、この印刷製本費というのはかなり上がってくるものなの。上がってこなかったら、各町内に平等に、こういうふうきちんと細かく縛ってやれますから、各町内に通達して各区長とか町総代の人の負担を少なくすれば、今でさえ区長でもやり手がないぐらいだから、なるべくそういう手間を省けるような方法をとっていけば楽になるから、値段さえ変わらなければ徹底してどこの町内も同じようにやってもらいたいと思うんですけど。
- 地方創生推進課長　　現在、印刷業者のほうにお願いをしてそういった区分けをしてもらっております。ただ、印刷だけして区分を分けるという作業を、今だと市内の業者で数社しかできないことになりますので、その業者ができなくなるということになると発注先がなくなってしまうということもありますので、一旦50部単位ぐらいでお願いをしておるところでございます。
- 宮地委員　　50部単位。
私を知る限りでは、それより以下のところもきちんと業者のほうでやって持ってきているもんで、50部単位を最低というのはちょっとおかしいと思うんですけど。
- 地方創生推進課長　　基本は50部単位ですけれども、ある程度要望に合わせた形で柔軟に対応を今の業者はしていただいておりますので、そういった対応をしているところでございます。
- 宮地委員　　じゃあ、地元の町内にもそういう要望をすれば、きちんとそういうふうにしてもらえるということですか。
- 地方創生推進課長　　なるべく要望には沿わせていただきますので、よろしくをお願いします。

○宮地委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大藪議員 よろしく申し上げます。

大きく2つ、細かく幾つかあります。

まず第1点目、1個目です。交流スペースの開設準備事業について、我々これは当初予算の説明会において交流スペースの運営だけに絞った議論というのはされていないというふうに私は記憶しております。はっきり明示せずに議論を進めていけば、前回いろいろごちゃごちゃした草刈りの予算外執行と同様の結果になりかねないのかなあという心配事があります。あのようなたまつにならないように、しっかり議題として上げて説明会などで議論し、全員協議会などで議論し、理解を得なければならないというふうに考えておりますが、まずいかがでしょうか。

○企画部長 交流スペースの委託につきましては、議案質疑でも答弁いたしましたけれども、平成30年度から業務委託については行政改革推進委員会というところで交流スペース、今の市民協働ステーションの運営の委託化について、平成30年度からなので3年ほどずっと検討していただいております。その検討していただいている委員の中には、学識経験者であったり公募委員であったり、3名の市議会議員にも入っていただいて、この総務委員会でいうと東原議員と伊藤議員にも入っていただいて、委託化について議論をいただいたというところで、令和3年、今年度の10月には、その委員会で業務委託をしたほうがいいですという決定をいただいたということで、その委員会で業務委託という方針をいただいたので、今回行政改革推進本部で検討しまして、民間委託の方針を出したというところです。

その民間委託については、12月の全員協議会でも交流スペースの運営についてはお諮りをしたというところで、今のところまた改めて交流スペースを委託しますということについては、その議題での全員協議会というのは考えておりませんが、今後の日程としては、令和4年度の9月ぐらいまでには交流スペースの（仮称）を取った正式の名前の設置及び管理に関する条例を出していきますので、その中でも今回のプロポーザルで決まった業者の発表もできますので、改めてその中でどういった運営をしていくんだというのもお話ししたいなあというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○大薮議員　よく分からなかったですね。

この具体的な実際のスケジュールですとか予算について、ちょっと教えていただきたいんですが、令和5年4月には管理していただけないといけないわけですね。令和5年4月に管理していただけないといけないわけですが、いつこういった予算なんかを上げてくるのかとか、補正とかはあり得ないと思いますし、計画が上がっているのに補正ではないと思いますが、当初予算に上げていないといけないはずだと思うんですが、いかがでしょうか。

○地方創生推進課長　交流スペースの運営委託につきましては、国からの交付金を予定しておる関係上、交付金の決定前の事業着手ということは認められていないですので、事業費につきましては令和5年度の当初予算に計上し、その予算をお認めいただいた後に契約を締結して事業を進めてまいる予定でございます。

○大薮議員　そうすると、先ほど堀委員のほうも質問されたんですけど、幾つか上がっていて、具体的には今現在3者と言っていますけど、ある程度絞り込んでいるんですか。実際、その3者というのは具体的に名前を上げられますか。

○地方創生推進課長　3者の名前は今の段階では不明確ですので、名前を上げることはちょっと控えさせていただきたいと思います。

○大薮議員　期間も結構詰まっていることですので、しっかりこの辺を、こういった進められ方ではとてもとても予算が認められるような状況ではないと思いますので、ある程度誠意のある行動をこれからとっていただきたいと

いうふうに要望して、これは終わります。

もう一点、同じ83ページです。区長・町総代事業のまちづくり協力金についてお尋ねします。

なかなか区長の成り手というのはいないんです。少ないんですよ。江森区でも区長というと、ええっ私ですかみたいな状況になっているような状態で、苦慮しているというふうに聞くとところもあると聞きます。市からのサポートか何か考えがあるのかというのが、まず一つ。

そして、地域のことだから地域で解決してほしいといったスタンスでいるのかどうか。

それから、広報配付費用としては、この予算から支払われているのか。例えば、積算根拠はどうなっているのか。

そして最後、ポスティングについて検討はされているかどうか。

この4点、お願いします。

○地方創生推進課長 区長の成り手不足という問題ですけれども、市としましても近年の社会環境の変化や少子高齢化の進行などによって、生活様式の多様化などを背景として区長・町総代の成り手不足ということは認識をしておるところですので、区・町内会の支援の一つとして、課題解決に役立てていただけるような講座を毎年開催しておるところでございます。

今年度は、区・町内会の今後の課題解決に向けまして、区・町総代の皆様に区・町内会の現状や課題、活動内容を把握させていただくようなアンケートを、今現在調査をしておるところでございます。今後集計をいたしまして公表してまいりますけれども、このようなアンケート結果を参考とさせていただきながら、今後効果的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

広報のポスティングにつきましては……。

○大薮議員 もう一回言いますよ。ゆっくりしゃべりますね。ゆっくりしゃべってくださいね。いいですか、ゆっくりしゃべりますね。

今の質問は、先ほど言ったなかなか区長に成り手がないということで、そのサポートについて何か考えているのかということをお答えになったわけですね。

2つ目が、地域のことだから地域で解決してほしいというふうに、そうい

うスタンスで考えているのかどうか。これが2個目の質問です。

3個目が、広報配付費用としては、この予算から支払われているのかどうか。この積算根拠を教えてください。これが3つ目です。

最後4つ目が、この費用の中からポスティングというのは検討していないかどうか。本当に広報の配付って、どこの区、どこの地域でも結構苦労しているんですよ。もうそろそろポスティングについて検討しないのかどうかということをお聞きしたいんです。

以上4点、もうちょっとゆっくりはっきり答えてください。ちょっと分かりづらいです。

○地方創生推進課長 地域の問題を地域で解決ということですがけれども、先ほどからも上がっていますとおり布袋駅東複合公共施設にできる予定であります地域交流スペース、そちらでの支援というものも視野に今後考えていきたいなというふうに思っております。地域で解決するような問題、先ほどのアンケート、今取っておりますけれども、どういった支援が必要なのかということをおきちんと把握した上で、そういった政策をつくっていききたいと考えております。

あと費用につきまして、まちづくり協力金の費用ということだと考えておりますけれども、先ほども御回答いたしました、単価につきましては市の会計年度任用職員の報酬単価を基準に計算をしております。これは国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律というところで、そういった広報の発行の算定方法が載っていますので、そういったものを参考にしながら計算をしておるといところでございます。

ポスティングにつきましては、以前広報のポスティングを平成26年度頃に検討をしております。業者へのヒアリングを実施しましたところ、配付期間について現行1日で配付しておりますけれども、これが1週間から10日ぐらいが必要ということと、あと住宅地図を参考に配付することから、新築やアパートのマンションなんかを正確に把握することが困難でありますので、カバー率が80%ぐらいになるというようなお話を聞いております。

そうしたことから、配付に当たり日数がかかることと現在の広報作成のスケジュールをかなり前倒しをしないといけないということなどから、市民の

皆様には最新の情報をお届けするのに支障があるということと、全てのお宅にお配りすることが現状では難しいということなどにより、現在よりも未着などの理由により御迷惑をおかけする可能性があることと考えておりますことから、リノベーションビジョンでも検討をいたしておりますけれども、費用対効果が見込めず、平成30年度に中止という判断をされておるところでございます。

○大藪議員 平成26年度頃に調査をされたということですが、今現在、例えばある一定のネットの……。

[発言する者あり]

○大藪議員 絞っています。要するに何かというと、ネットなんかを見てみますと、先ほどおっしゃったような配付率だとか、それから配付の1週間かかるとか、そういったことが今の現在のポスティングでは、それが無いポスティングがありますが、検討されませんかということです。

○牧野委員 検討して要望を聞いてもらって、予算審議からずれたので、そういう提案だから。考えて、今後ポスティングについても検討するということだと思いますので、要望として聞いたらどうでしょう。

○委員長 課長、そのように承っていただければ。

○地方創生推進課長 今後もポスティングについて検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○宮地委員 先ほどの広報の冊数なんですけど、3万9,425部とは、江南市の世帯数と合わないね。どういうふうで。

○地方創生推進課長 配付につきましては、広報で区・町内会に配付するものと、あと市とか公民館とか学校とかの公共施設に配布するもの、あと図書館とかスポーツセンターとか、あと各課に配布するものがございまして、あと転入者の予備ということで計算をしております。

○委員長 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして該当箇所を御説明させていただきますので、予算書のほうをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

26ページ、27ページの最下段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料のうち、秘書政策課所管の布袋駅東複合公共施設予定地目的外使用料（電柱）でございます。

次に、40ページ、41ページの中段をお願いします。

15款2項1目1節総務管理費補助金、秘書政策課所管の都市構造再編集中支援事業費補助金でございます。

次に、60ページ、61ページの下段をお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金のうち、秘書政策課所管の江南市ふるさと応援事業基金繰入金及び江南市新図書館建設事業等基金繰入金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、67ページ説明欄の中段、秘書政策課所管の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料までの5項目でございます。

次に、68ページ、69ページの下段をお願いいたします。

22款1項1目1節総務管理債のうち、秘書政策課所管の布袋駅東複合公共施設整備事業債でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

84ページ、85ページの下段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の人件費等から、94ページ、95ページの中段、秘書・渉外関係事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員　3点だけお願いします。

まず、87ページの下段の布袋駅東複合公共施設整備事業のネーミングライツ選定委員会委員謝礼が計上されてございますが、選考スケジュールはどの

ような形でされるのでしょうか。

○秘書政策課長　　まず、4月に入りまして募集要項や選定の基準、審査方法を作成いたしましたして、おおむね5月中旬から6月下旬に募集をする予定となっております。8月頃決定したいと思っております。

○伊藤委員　　分かりました。

あと2点ですね。

89ページの中段の布袋駅東複合公共施設維持運営事業、これは本会議でも出ておったんですけれども、ピアノの関係ですね。ピアノの寄贈ということで、ピアノ調律手数料とか運搬等委託料とか、ピアノに関する経費がかなりあるんですけれども、もう少し詳しく再度教えていただきたいんですけど。すみません。

○秘書政策課長　　ピアノにつきましては、グランドピアノの寄附を受ける予定となっております。

具体的には、市内にお勤めの方なんですけれども、その方の御家族の方が亡くなられてまして、その方は音楽教室を開いておったそうです。せっかくそういうことで子供さんたちもそのピアノを何とか保存、維持してほしいという御依頼がございましたので、その関係で布袋駅東複合公共施設にという話がございましたので、寄附を受けることになったものでございます。

○伊藤委員　　分かりました。

あと一点、同じく下段、人材育成事業、これは内部研修が859人、派遣研修が203人とあるんですけれども、コロナ禍の中でも職員の研修は特に重要なものですから、ちょっとお聞きしたいんですけれども、令和3年度中は予定どおり行われたのでしょうか。

○秘書政策課長　　基本的には、開催の時期を変更したりとか、オンライン研修・ウェブ研修で実施したりということで対応しております。その中で、応急手当講座につきましては、ちょっとコロナの感染の関係上実施はしておりませんので、またコロナが終息いたしましたら進めたいと思っております。

○伊藤委員　　応急手当と言われたんですけれども、マウスツーマウスと心肺蘇生なんですけれども、実際にマウスツーマウスをやらなくても心肺蘇生だけでも十分なものですから、あとAEDの取扱い、これは重要なものですか

ら、やはりコロナ禍の中でも特に新人の方にはしっかりと研修をやってもらわないと、各施設にAEDがあるもんですから、新人の方はもし何かのときに研修をやっていませんでは通りませんので、やはりコロナ禍の中でも、コロナが終息しなくても、マウスツーマウスなしで人数を縮小してでもいいもんですから、特に新人の方にはやっていただきたいと思います。

あとの研修もなんですけれども、コロナ禍の中で内部研修もしっかり重要ですので、これも予定どおりしっかり行っていただくように、要望です。お願いします。

○委員長 要望として、お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 87ページの一番下から4行目なんですが、委託料で機器設定委託料というのが、これは何の機器を設定ですか。

○秘書政策課長 こちらのほうは、布袋駅東複合公共施設内の公衆Wi-Fiの設置でございます。

○牧野委員 Wi-Fiね。はい、分かりました。結構です。

○委員長 ほかに質疑は。

○牧野委員 あと91ページなんですが、下から8行目ぐらいの給与管理事業の委託料というのがありまして、人事給与管理システム保守委託料、これは保守ですから毎年払っているんだけど、人事給与管理システム改修ということは、人件費の人事院によって変わるたびにこういう改修をするのか、もっと基本的に何か大きな改修をされるということでしょうか。

○秘書政策課長 人事院勧告に基づく改修というのは保守の中で十分対応できるんですけれども、今回備考欄にございますとおり地方公務員等共済組合法の改正というのがございまして、こちらのほうは週20時間以上働いてみえる非常勤の職員の方が共済組合の保険の部分だけですけれども、適用するということで変わりますので、少し大きな改正がございまして改修費用が発生したということでございます。

○牧野委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堀委員 87ページのネーミングライツ選定委員会委員謝礼というのがあります。

ますけど、現在どのような進捗状況ですか。

- 秘書政策課長 現在はどのような形で募集するかというのを検討しておるような状況でございます。ですので、新年度に入りまして予算をお認めいただきましたら、細かな募集要項とか要望の仕方とか、そういったものを詰めていきたいと思っております。
- 堀委員 全員協議会か何かで一応聞いたんじゃないかなあ。あのときに、どこへ名前をつけるかということも、一番上にするか一番下かというような意見の中で、一番上のほうがいいんじゃないかというような話も、企画部長、当時いろいろあったんですけど。
- 企画部長 全員協議会の事前説明をしたときには、議長やらいろいろな方から屋上部につけたほうが鉄道から見やすいんじゃないかとかいうような意見がありまして、全員協議会の中でそういった意見があれば対応してまいらないかなあというふうに考えておりましたけれども、全員協議会に出した当局の資料を諮っていただいたところ、特に正式な全員協議会の中では屋上につけてほしいというような意見がなかったもんですから。
- 堀委員 忘れておったわ。
- 企画部長 忘れてみえたかどうか分かりませんが、全員協議会の中ではなかったので、今のところ当局の案のとおり2階部分の角、北西角につける予定でございます。
- 堀委員 大体決まっていますか、いわゆる取付け料というか、費用というか、業者が負担する費用。
- 秘書政策課長 今の時点では年額200万円以上を想定しております。
- 堀委員 200万円以上かね。分かりました。
- 牧野委員 予算審議だから余分なことですが、私もコーナーの2階はみんな売りなんですよね。1階も2階も3階も4階も。数千万円かかるんだけど、本当は屋上に鉄骨でつくるのが一番いいんですよ。ただ、それを誰が持つかということになっちゃうので、ビルの一番いい景色のところ、あそこは子育て支援の子供と母親の憩いの場なんですけど、そのカーブミラーにぼんとつけることは目立つんだけど、そこに入る人にとっては視界が消えちゃうんで、本当は屋上に鉄骨でつくるのが一番いいんだけど、それはコストがかか

り過ぎて手を挙げる人がないと思うんだけど、悩ましい。

この200万円のために、いいんですよ、200万円は必要だけど、そこを殺すか殺さないかは本当に難しいので、予算審議ですから関係ありません。予算はこれで結構です。意見だけ。

○堀委員　　いわゆる取付けの費用等は全部業者がやるんでしょう。そんならなんでもええがや。

○牧野委員　　もし、それをやるんだったら屋上の防水から鉄筋を入れて、はりをつくっておかないかん。もし本当にやれるんだったら、今スターツコーポレーショングループに言って、その養生から先につけちゃえば安くできるんだけど、後づけやったらクレーンを持って行ってえらいことになって、やれません。それだけです。

○企画部長　　今牧野委員が言われたように、屋上につけるとなるとそれなりの下地処理が、ちょっと多額なコストをかけてつくる必要があります。

今建設中ですがけれども、そのリミットが全員協議会のあたりだったんです。なので、あのタイミングで全員協議会でお諮りして、ひょっとして屋上でということであれば屋上を対応を考えたんですけれども、何もなかったのが現在のところは今のままということで、今から屋上というのはちょっと変更はできないので、大きな変更契約が必要になってくるということなので御理解いただきますようお願いいたします。

大きな変更というより、かなり困難に近いところ。お願いいたします。

○長尾委員　　では、予算審議に話を戻していただきまして、人件費の話をしていきたいと思います。

予算説明資料の5ページに円グラフがあって、令和4年度一般会計当初予算性質別グラフとして円グラフが出ていて、そこに出ている人件費というのが来年度61.5億円となっております。総額からすると5分の1ぐらいの金額ですよという話で、昨年度は59億6,000万円でした。昨年の資料を見ているんですけど、2億円も来年度増えるということなんですが、何か2億円分増やさないかんような事業が追加されるということなんですか。

○秘書政策課長　　事業が追加というよりも、この令和4年度一般会計当初予算性質別グラフの割合というのは単純に人件費等を全て集約したものではご

ざいませんが、大きな要因としては退職手当が約1億2,000万円ほど上がっておりまして、その影響はあるかと思えます。

○長尾委員　次に、その予算説明資料の後ろ、74ページ、75ページに行ってください、職員の人数であったり手当の内容が書かれている資料でございます。

ここで気になっている点が2点あって、前々からいろんな議員が話されているように、会計年度任用職員が1,400人を超えるような人数がここに各課ごとに書かれていて、一番下に合算で記載がされているんですが、やっぱりちょっと見ると、各課ごとにでも50人を超えるような会計年度任用職員を採用している課が幾つもあるわけで、例えば保育園のようなものはしようがないという気はするんですが、例えば秘書政策課もかなりの人数がいるというように見えるんですね。そういうようなものがどういう内容なのか分からないので、あまりに多いところに対して、どういう内容の業務に対して会計年度任用職員を採用しているのかという内容をお聞かせいただきたい。

ついでに、75ページの時間外勤務手当の合計1億2,558万円。当初予算で1億円以上の時間外手当をつけるというのは、前にも一般質問させていただいたんですけど、もう少し業務改善なり、もしこれだけの金額がかかるのであれば、正規職員を雇ったらいかがですかというのを言いたかったんです。先ほど職員人数の規定の中で、増やしてでも人数雇ったほうが、要は職員に時間外勤務を強いるという計画ですよね、これ。それは働き方改革のこの御時世どうなんだろうというところが非常に気になるところではあるんですが、それに対してどのようにお考えなのか併せて教えてください。

○秘書政策課長　まず、会計年度任用職員の関係の内訳の、秘書政策費が非常に50人と多いというお話でございますが、こちらは職員の欠員があったりとか、育児休業中の職員については欠員補充ということで、秘書政策課の予算で組んでいますので、その分多くはなっています。給与費明細書に掲げておりますそれぞれの会計年度任用職員につきましては、例えば途中から任用しますよとか細かく分けて任用した場合というのはそれぞれ1でカウントしていますので、細かな任用の仕方をしている課については非常に多くなってきております。

また、時間外勤務手当の関係については、本当にゼロであると一番理想だなとは思いますが、現実的にはやはりどうしても業務時間内に終わらない業務は出てきておりますので、そういった場合、どうしても時間外対応ということはやむを得ないことだと思っております。

今回、時間数だけに限りますと非常に多くなってはおりますが、一番大きな原因というのは、今健康づくり課が新型コロナウイルスの関係で非常に増えておりますし、あと福祉課、こども政策課というのは増えてはおりますが、いわゆる新型コロナウイルスの関係の影響が多いかと思っております。

あと働き方改革の関係は、非常にこちらでも認識しております。時間外については、今毎週水曜日ノー残業デーの日を設けたり、また11日、22日については、いい夫婦の日ということでノー残業デーを推進しております。どうしてもやむを得ない事情というのはございますが、少しでも時間外の削減に向けては鋭意努力したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○長尾委員　すみません。人件費関連に関してはありがとうございました。

それでは、予算書の89ページのほうに戻っていただいて、布袋駅東複合公共施設整備事業の話に行きたいと思えます。

17節の備品購入費のところは公共事業用として2億8,868万4,000円ということで、備品を購入するというのに3億円ぐらいとあるんですけど、これは複合公共施設の椅子やテーブルやその他もろもろを全部一式ここで買うというような内容でしょうか。

○秘書政策課長　そのとおりでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので……。

〔挙手する者あり〕

○委員長　大藪議員から、本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許し

ます。

○大薮議員 簡潔明瞭に参ります。

予算書89ページです。中ほどにありますピアノのことですね。この役務費というんですか、ピアノ調律手数料、今回の分が4万9,000円だと思うんですが、これについて、ピアノを導入すればこういったメンテナンスは毎年かかると思うんですが、これは毎年かかってくる金額でしょうかどうか、これだけ教えてください。

○秘書政策課長 調律につきましては、毎年1回行う予定としております。今回の4万9,000円という数字につきましては、今回メンテナンスの調整ということで初期費用が入っておりますので、少々高くなっております。

○大薮議員 ありがとうございます。

○委員長 企画部の審査の途中でございますけれども、ここで暫時休憩いたします。

午前11時52分 休 憩

午後1時08分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 議案第22号のうち、市民サービス課の予算について説明をさせていただきます。

最初に、歳入について御説明いたしますので、令和4年度江南市一般会計予算書及び予算説明書の26ページ、27ページの下段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料のうち、市民サービス課分、布袋ふれあい会館使用料及び同会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

34ページ、35ページの下段をお願いいたします。

14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料の戸籍手数料から、次のページの諸手数料まででございます。

次に、40ページ、41ページの中段をお願いいたします。

15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

44ページ、45ページの中段やや上をお願いいたします。

15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

48ページ、49ページの下段をお願いいたします。

16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

54ページ、55ページの下段をお願いいたします。

16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

64ページ、65ページの下段をお願いいたします。

21款5項2目10節電話料収入のうち、市民サービス課分、電話使用料（支所）でございます。

66ページ、67ページの下段をお願いいたします。

11節雑入のうち、市民サービス課分、地方庁推奨事業費助成金ほか3件でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げますので、94ページ、95ページ下段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費でございます。このページの布袋ふれあい会館維持事業から、100ページ、101ページの中段、市民相談員事業まででございます。

続きまして、その下にございます2款1項4目男女共同参画費の男女共同参画懇話会事業から、次のページの上段まででございます。

148ページ、149ページの中段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。このページの人件費等から、155ページの下段、住民基本台帳等窓口事業（支所）までが市民サービス課の所管となります。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　1点だけお願いします。

103ページの上段ですね、男女共同参画推進事業の中の委託料ですね、男女共同参画市民フェスタ開催委託料があるんですけども、今年度はどのような内容の企画をされているのか、ちょっとそれだけお尋ねいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　まず男女共同参画市民フェスタなんですけれども、今年度、令和3年度につきましては当初2月11日に予定をしておりましたが、ちょっとコロナ禍の関係で中止をさせていただいているものでございます。

令和4年度につきましては、また同じく2月頃に開催を予定しているものでございまして、開催の目的としましては、男女共同参画社会の実現に向けて、それを市民に広く周知することを目的として開催させていただいております。

あと開催の内容につきましてはですけども、江南市女性連絡協議会の加盟団体の方の活動発表ですとか、あと男女共同参画社会の実現に資するような講演会などの開催ということで、毎年2月頃に開催を計画しているものでございます。

○伊藤委員　　毎年同じような内容ということですね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　そうでございます。

○伊藤委員　　分かりました。

○委員長　　ほかに質疑ありませんか。

○堀委員　　97ページの備品購入費でプロジェクターというのがあるでしょう、これは貸出用を想定しているのか、それとも何かで使うのを想定しているのか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　貸館業務を行っておりますので、その会議室などで使っていただく用の備品として購入を予定しているもので、御自宅とかで使っていただく貸出用ではなく、ふれあい会館の中で使っていただくものとして。

○堀委員　　ふれあい会館の中の貸出用だね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　そうです。失礼いたしました。ふれあい会館の中の貸出用です。

○牧野委員　　97ページで、これはずうっと払っているんだけど、委託料の中

で、私が前も聞いたE S P業務委託料って、何をやっていて、どういう効果があるのか、ちょっと簡単に教えていただけましたら。エネルギーサービスプロバイダだと思うんだけど、実際どういう効果があるのか分からないんだ。

まあいいです、後からでも。別に大したことじゃないから。用語の説明だけ、どんな効果か。

あと、99ページで、これはよく分からないんだけど、真ん中で地方庁推奨事業として、需用費、消耗品を何か買うんだけど、これは何ですかね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 地方庁の推奨事業なんですけれども、まずこちらで消耗品を購入しております予算としましては、消費生活展の中で、お越しいただいた方に啓発物品として買わせていただくものとして予算を掲げているものでございます。

○牧野委員 ああ、そういうものなのか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 あと、地方庁のところ、愛知県金融広報委員会というところから、身近な金融に関する啓発事業ということで助成金がいただけまして、その助成金を活用しまして、そういった消費生活展に来られた方に配布するための啓発に関する物品を買わせていただくことで周知啓発を図っているものでございます。

○牧野委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○牧野委員 結構です。

それから151ページもよかったんだよね。151ページの戸籍総合システム改修事業と書いてあるデジタル手続法の改正への対応というのをもう少し詳しく、912万1,000円、説明してもらえますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 こちらのほうですけれども、戸籍法の一部改正ということで法律が改正になっておりまして、内容としましては、今、戸籍が本籍地でのみ交付ができる状況なんですけれども、こちらのほうの法律改正で……。

○牧野委員 どこからでも取れるんだよな、本籍や戸籍がね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 そうですね、どこの市町村でも本籍地以外でも戸籍が取れるような形で今システムを改修するということ

で。

○牧野委員　　そうだよな、でも900万円かかる、それだけでね。かかるんだなあ、ちょっと直すと。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　施行が令和元年に法律になりまして公布はされましたけれども、施行が5年以内でということですので、予定としては令和6年度頃にそういったことがどなたでも取れるようにはなるんですけれども、順次今、改修ということで行っています。

○牧野委員　　分かった。

　　こういうのっていうのは全国的な話なんで、国会で決まって共通ソフトがぼんと入るんじゃないかと思うんだけど、意外とかかるもんなんだね。江南市はNECなんだけど、そういう共通ソフトではないの。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　江南市のほうは富士ファイルのシステムを入れておりまして、どこの市町村でも取れるということになってくるんですけれども、今持っている情報について、各自治体で使っているソフトに応じて文字が違っていたりということ。

○牧野委員　　ああ、文字が違うんだ。江南市の文字はちょっと違うんだわ。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　文字の統一作業、そういったものを確認したりですとか、順次令和6年度の施行に向けて改修というか適合していくように行っていくものでございます。

○牧野委員　　この戸籍の江南市の入力文字が違うということで、なかなか特殊印刷なんだけれども、これは全国デジタル化したときに、これはちょっと余分な話なんだけど、直さなきゃならないのか変換ソフトが要るのか分からないんだけど、これはちょっと問題だよな。これはいい悪いじゃないんだけどさ、そうなっちゃっているんで、難しいなこれ。

○長尾委員　　はい、システムによって違う。

○牧野委員　　まあいいです、プロがおるから、まあいいです。これは問題なんですわ、実はね。

　　153ページで聞きたいんですが、個人番号カード関連事業でいいんですけれども、この前、大体こんなもんパーセントぐらい来ているよって、この目標値みたいなものはあるんですかね、このマイナンバーカードの普及という

のか、この予算から見て。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　　国のほうが示しているマイナンバーカードの交付についてで申し上げさせていただきますと、当初は令和4年3月、いわゆる令和3年度末については全国民の中の9,000万人から1億人の方が所有ということで考えておりました。次の令和4年度末については、ほとんどの住民がカードを保有ということで国のほうは計画は立てているところですが、委員おっしゃられますように、今現状としては江南市においても40%ぐらいということで、全国的にも多分、国が最初に示した目標値までは行っていないんですけれども、ほとんどの住民の方に対してカードを持っていただけるような対応ということができるようにということで市民サービス課も努めていきたいと思っております。
- 牧野委員　　このデジタル庁の基本の基本がマイナンバーカードの普及100%なものですから、これが進まない、もう行政は進みませんので、これは何とかいいインセンティブを、おかしいんだけど、ぜひ頑張ってくださいねということでございますね。以上です。
- 企画部長　　先ほどのESP契約ですけれども、エネルギーサービスプロバイダ契約で、中部電力以外の新電力会社と契約する場合に、このESPの会社を通じて最も有利な会社を選定していただいて、そのための委託を払うと。毎年単年度でその新電力会社と契約するという仕組みになっております。
- 牧野委員　　分かった。ただね、なかなかもう今、電気もどんどん上がってきているし、ここ今、短期的には物すごく上がっている。これからも多分オイルでかなり上がると思うんですけど、まあカーボンゼロでいろんなカーボンゼロ電力からいろいろあるんだけど、ここ実際に使って、何かそういう二、三年ごとに1回切り替えたこと、まだ提案だけで実際切り替えてないの。中電が今のところ使っている。違う、新電力使っているね、今。ここの提案で新電力が学校なんか使ったんかね。そうではないんだ。
- 企画部長　　布袋ふれあい会館の部分は本庁のとかいろいろ複数をまとめて新電力会社と契約しているということで、学校がその中に入っているのかちょっと分かりませんが。

- 牧野委員 分かった、それのこの管理委託料なんだ。
- 委員長 よろしいですか。
- 牧野委員 いいです、もうこれで。はい、結構です。
- 堀委員 消費生活展とか男女共同参画市民フェスタとか各イベントが、この現在のコロナ禍において開催の有無等がまだ分からんわけでしょう。いわゆるその決定は、大体の予定としては、どれぐらいのあれでやるの。
- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 まず消費生活展につきまして、消費生活展の運営協議会というところで開催についての御意見などもお伺いはしております、例年ですと5月頃に内容についての、通常は開催する前提で運営協議会で内容をお諮りしているんですけども、令和3年度につきましては5月、4月、春先ぐらいに一旦御意見として、どういうふうかというふうで、その運営協議会の団体の方にお伺いして、令和3年度については中止ということで決めさせていただいております。
- 堀委員 いや、今回だ、令和4年度の場合は。
- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 令和4年度の場合も例年どおり春先には一度、消費生活展が11月の中旬ぐらいで開催をする予定です。
- 堀委員 20日になっておるがね。
- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 11月20日で開催する予定で毎年計画しておりますので、大体半年ぐらい前からはいろんなことを決めていく上で集まっておりますので、その際にはどうするかというふうで決めていきます。
- 堀委員 藤まつりの件で、いろんな大変なことになったその現実の下に、しっかりこのところ、そういう間違いのないように、よろしく願いをしておきます。
- 委員長 ほかに質疑ありませんか。
- [「ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部行政改革推進課について審査をします。
- 当局から補足説明がありましたらお願いします。
- 行政改革推進課長 行政改革推進課の所管につきまして、予算書の該当箇

所を御説明させていただきます。

別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に歳入でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。下段のほうになります。

21款5項2目11節雑入、説明欄は下から14行目になります。行政改革推進課とございます。デジタル基盤改革支援補助金と、その下、情報システム等使用料でございます。

続きまして、102ページ、103ページをお願いいたします。

以下、歳出でございます。

2段目の2款1項5目行政改革推進費でございます。

そこからはねていただきまして、104ページ、105ページ最下段の電子自治体共同推進事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2つだけお願いします。

まず103ページの最下段、ICT活用推進事業で政策的事業、この目的と内容が掲載されているわけでございますけれども、その中で、このAI-OCRですね、これは各課においてどのような帳票で活用されているのか、ちょっと分からないものですから、具体的な例を挙げてちょっと教えていただけませんか。

○行政改革推進課長　こちらのAI-OCRにつきましては、紙媒体の帳票を文字データへ変換するというようなシステムでございまして、手書きの帳票等をスキャナーで読み込んで画像データとしてAI-OCRシステムに送信します。その際に、画像データから文字を認識してテキストデータとして抽出する、それを返信するというもので、文字認識にAIというものを活用しております。

具体的な活用事例といたしましては、健康づくり課のほうで医療従事者の新型コロナワクチン接種の予診票というものが1万枚を超えるような枚数が

ございましたけれども、そちらのほうから必要な文字データを抽出するというようなことで利用させていただきました。

ほかには市長への手紙ということで、手書きで提出されたものにつきまして、文字を認識して文字データとして返すというような処理をさせていただいております。

このほか商工観光課におきましては、ニューあいちスタンダード認証制度促進奨励金交付申請書兼請求書ということで、こういったものの中から必要な文字データを抜き出して処理するというようなことに活用しているところでございます。

○伊藤委員 具体的に説明していただきましてありがとうございます。

あと1点ですね、105ページの情報システム管理運営事業の中で、これは最初から繰越明許費が1,297万2,000円計上されているんですけども、これはどうして最初から上げているんですか。

○行政改革推進課長 こちらのほうの事業につきましては、同じページの12節委託料の中の機器設定委託料というのがございますけれど、この中に布袋駅東複合公共施設ネットワーク整備ということで1,297万1,750円を計上させていただいております。

この内容につきましては、布袋駅東複合公共施設の開館に当たりまして、本庁と接続用のネットワーク機器の整備、設定、保健センター等からの機器移設を行うものでございます。令和4年度の最終日でございます令和5年3月31日は金曜日でございます、健康づくり課の業務が終了した後に保健センターから布袋駅東複合公共施設に機器を移設するというので、そこから設定等を始めるということで、また年度が明けました4月1日、4月2日等にも作業、それから検査等を見込んでいるということで、年度をまたいで執行する必要がございますことから年度内に完了することができないということで、今回繰越明許費という形で計上させていただいております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて財政課について審査を

します。

- 総務部長　このたび令和4年度一般会計当初予算におきまして、江南市観光協会補助金の予算でございますが、こうなん藤まつりが中止となりましたにもかかわらず予算のほうを減額していなかったという、そういった点がございました。これは私ども不適切な事務手続であったというふうに変な反省をしているところでございます。

委員の皆様方にも大変な御迷惑をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今後は適切な予算編成のほうに努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは失礼いたします。

- 委員長　それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 財政課長　それでは、財政課所管につきまして御説明をさせていただきます。

最初に歳入でございます。

予算書の22ページ、23ページをお願いいたします。

上段、2款地方譲与税、1項1目1節地方揮発油譲与税から、ページはねていただきまして、26ページ、27ページの中段、12款交通安全対策特別交付金まででございます。

少しはねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

上段、17款財産収入、1節土地建物貸付収入でございます。

下段、17款1項2目1節利子及び配当金で、説明欄上から4つ目、財政課、江南市財政調整基金利子と江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

ページはねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

上段、17款2項1目1節建物売払収入、その下、2節で土地売払収入でございます。

中段、19款でございます。繰入金、1項1目1節基金繰入金で、説明欄6つ目、財政課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

1枚はねていただきまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段、20款繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段、22款市債、1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

ページ、106ページ、107ページをお願いいたします。

上段、2款総務費、1項6目財政費の人件費等から、108ページ、109ページ中段、市有財産管理事業まででございます。

次に、大きくはねていただきまして、462ページ、463ページをお願いいたします。

中段、11款1項1目公共施設災害復旧費でございます。

1ページはねていただきまして、464ページ、465ページをお願いいたします。

上段、12款1項1目公債費、その下、13款1項1目予備費でございます。

続きまして、別冊の資料になります。令和4年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページ、7ページでございます。

令和4年度一般会計当初予算一般財源調でございます。

7ページ最上段の2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金まで、その3つ下、17款財産収入のうち、右側備考欄、不動産売払収入、19款繰入金の財政調整基金繰入金、20款繰越金、最下段、22款の臨時財政対策債でございます。

次の8ページにおきましては、一般会計による公債費の状況、はねていただきまして、11ページには基金の状況、上から2つ目の財政調整基金、その下の公共施設整備事業基金、その下の土地開発基金でございます。

はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

都市計画税の用途についてと、次のページ、17ページでございます。引上げ分に係る地方消費税収の用途についての説明資料となります。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2点だけお伺いいたします。

まず109ページの中段の市有財産管理事業の中に役務費と委託料があるんですけれども、このまず役務費の土地鑑定手数料が計上されていますが、これはどこの土地を鑑定されるのか。また、アスベスト調査委託料、計上されていますが、これはどこの施設を調査される予定なのか教えてください。

○財政課長　　まず土地鑑定手数料でございます。

こちらにつきましては3か所の予算計上ということで、場所は旧養護老人ホーム「むつみ」、古知野北学習等供用施設、それから仮として水と緑のふるさと用地事業地の中の1筆と、1か所ということで予算計上3か所してございます。

アスベスト調査委託料につきましては対象施設が82施設ございまして、こちらを3年間かけてやる予定で令和3年度から予算計上をさせていただいております。令和4年度につきましては27施設をアスベスト調査をしていく予定でございまして、主に小・中学校、保育園でございます。以上でございます。

○伊藤委員　　分かりました。

もう一点ですけど、464ページ、公債費のところですね。これは前年度と比較して公債費が1億4,100万円ほど増となっていますけれども、この増加になった要因というのは、ちょっと何でしょうか。

○財政課長　　公債費の増加の要因でございます。

小・中学校の便所改修事業、それから小・中学校の空調設備整備事業、こちらが償還が来年度からスタートするというので、この2つの大きな事業で合わせて約1億円が償還費として増加する予定でございます。

○伊藤委員　　分かりました。

○委員長　　ほかに質疑ありませんか。

○堀委員　　財政調整基金について伺います。

この予算案を作成するとき、財政調整基金が残高がどれぐらいあったかということに関連して、数年前、数年間でスクラップ&ビルドを実施して8億円もの予算削減を行うと聞いておりました。できたかな、あれは。それで、その大号令はどうなったかということですよ、大号令は。それでどんどん財政調整基金が増えておるわけでしょう。それで、スクラップ&ビルドの影響

が大きいのか繰越しによる積立金が大きいものか、コロナ対策をうまくこと
利用したのか、どのような要因でこの予算になったか、ちょっとお伺い
したい。

○財政課長 基金の積立てができた理由ということでございます。

まず歳入ということで、特異な要件でございましたけれども、去年は国の
補正予算が計上されたということで、地方交付税がやはり6億円ぐらい増加
したということが主な理由の1点目、それから土地の売却収入ということで
財産収入があったというのが2点目ということで、収入の面ではそのような
ものかなと考えております。

それから歳出という面については、新型コロナウイルス地方創生臨時交付
金の事業ということで、これまで一般財源ということで持ち出しを一旦させ
ていただいたものが、特財が当たったということで戻ってきたものが約5億
円。それから子育て世帯への臨時特別給付金の支給事業につきましても、一
旦クーポン券の5万円の話でございますけれども、あれも一旦一般財源から
持ち出してございまして、ここの部分が返ってくる予定というところが大きな
理由かなと考えてございまして、令和3年度末の基金残高は26億円になるとい
うことで、要因としてはそのような要因が今、財政当局としては考えており
ます。

○堀委員 増えることは大いに結構であります、その関係で、そのほかの
行政を進めるにおいて、例えば道路とか側溝とか、その点のほうは全然増え
ておらんわけですわ、ほとんど、例年どおりでしょう。だけど、そういうも
うちょっとバランスの取れた、財政調整基金を積み上げるのは結構ですけれ
ども、もうちょっとほかの面に対しても、学校でも一緒なんですけど、教育に
ついても土木についても建設についても一緒なんですけどね、もうちょっと
バランスの取れたやり方をやっていただきたいというふうに思います。

それから予算案の修正後の財政調整基金繰入金ですか、この確認はしたん
ですか。

○総務部長 予算書の、御手元にありますでしょうか。当初予算書の61ペー
ジのほうをお願いしたいと思います。

19款繰入金の基金繰入金のうち、上から6つ目のところに財政課といたし

まして江南市財政調整基金繰入金とございます。こちら今、数字は2億9,709万円で置いてあるかと思えますけれども、504万2,000円、補助金の関係ですね、江南市観光協会補助金の減額に伴いまして、こちらも504万2,000円、同額でございますが減額させていただいた後、2億9,204万8,000円に訂正させていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

○堀委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 税務課の所管する予算につきまして該当箇所を説明させていただきますので、予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款市税でございます。

1款市税、1項市民税から5項都市計画税、はねていただきまして、22ページ、23ページ、こちらにも都市計画税がございます。このうちのそれぞれ1節の軽自動車税の環境性能割と現年課税分とあります分が税務課の所管となります。

続きまして、飛びまして、34ページ、35ページをお願いいたします。

下段にございます14款2項1目2節徴税手数料にあります証明手数料をはじめ2項目でございます。

またはねていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、こちらも下のほうにございます、税務課とございますコピー等実費徴収費金でございます。

またはねてください。

歳出でございます。

134ページ、135ページをお願いいたします。

2款2項1目税務費の説明欄にございます人件費等から、143ページ中段にあります税諸証明書交付事業まででございます。

それから恐れ入りますが、別冊の令和4年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

一般財源調としまして、市民税の歳入内訳書を掲げてございます。

またはねていただきまして、16ページをお願いいたします。

こちらには都市計画税の用途について掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお願いします。

141ページの中段ですね、土地調査評価事業の中の航空写真撮影分担金277万8,000円が計上されてございますが、この内容をもう少しちょっと詳しく教えてください。

また、これは毎年計上されるものなのか、何年ごとに計上されるものなのか、すみません。

○税務課長　こちらでございます、3市2町、犬山市、扶桑町、岩倉市、大口町、それと江南市の3市2町でございます。こちらのほうで共同して航空写真を撮影していく、また写真地図データを作成していくものでございます。こちらのほうの分担金として、今回277万8,000円を計上させていただきました。

なお、こちらのほうでございますけれども、今回、令和4年度実施いたしまして、次は3年後の令和7年度実施予定ということで、3市2町の中では協議いたしております。

○伊藤委員　分かりました。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

○牧野委員　137ページの真ん中、軽自動車税システム改修等事業、これは、この電子化に伴うということですか、ちょっと説明いただけますか。

○税務課長　おっしゃるとおりです。補正にて説明させていただきましたけれども、軽自動車の保有に関する手続のオンライン化に伴うシステム改修に

なります。細かく申し上げますと、OSS、オンライン軽自動車税ワンストップサービスと軽自動車税納税管理システムへの対応となりまして、新規登録、いわゆる新車を登録する場合において、今ですと紙でやり取りしているものがオンラインにてデータで市役所のほうに届くようになります。そういったものを受け取る修正が1つ。それから納税証明書の発行を今紙でさせていただいております。こちらのほうが陸運支局のほうで確認できるようにということで、その陸運支局と市役所のほうでシステム連携の改修をするということが内容となっております。

○牧野委員 難しいけど分かりました。

これというのは、いわゆる何というのかな、既製ソフトを多少修正しているのか、やっぱりオリジナル性が高いんですか、江南市の。

○税務課長 こちらのほうのシステムの改修に関しましては、既存の軽自動車税システムの改修並びに、あと収納関係のほうの改修になりますので、既存のものの修正となってまいります。

○牧野委員 分かりました。

もう一件、141ページで委託料の真ん中ちょっと下、土地評価設定委託料というのがかなり増えている理由は何でしょうか。

○税務課長 こちらのほうですけれども、3年継続費ということで上げさせていただいておるものになります。毎年やる内容に関しましては変わりました、真ん中の年、2年目の年になります来年度に関しましては、標準宅地現場調査、並びに路線調査等を実施していくものとなります。下げようと思わずと現場調査等が増えますものですから、費用的には今年度、令和3年度と比較しますと大きく伸びるというものになってまいります。

○牧野委員 3年計画で調査項目が増えるというふうに考えればいいんですね、今の話は。そうでもないのか。

○税務課長 調査項目もですし、あと人件費もですね。現場を確認していくということで、300か所は確実に現場に入るとということで、人件費のほうが増えるのが一番の要因かと思えます。

○牧野委員 分かりました。

それと、その下の下ですね、固定資産標準宅地鑑定評価委託料というのも、

これは今年度だけ要る令和4年度だけ要るものなの、これは。内容をちょっと知りたい。

○税務課長　こちらのほうの予算に関しましては今年度だけとなります。来年度は必要になってまいりません。令和6年度の固定資産の評価替えに向けて実施させていただくものでして、310か所の標準宅地の鑑定を実施していくものになります。

○牧野委員　繰り返したら、やっぱり今年度だけでいいんだ。

○税務課長　おっしゃるとおりでございます。

○牧野委員　結構です。以上です。

○堀委員　先ほどの航空写真の件ですけれども、二百何十万円予算上げておるでしょう。あれね、ちょっと今後ドローンを研究していただきますように要望しておきます。ドローンで江南市の上空を撮影するとかね、これから先のことね。お願いします。

○委員長　要望ということで。

○長尾委員　私からも今の同じ写真の話の一つお聞きしたいんですけど、これだけのお金をかけて目的は固定資産税の評価替えに向けたということで書いてあるんですけど、それ以外の事業でこの写真を活用することって難しいものなんでしょうか。例えば、マッピングシステム共用のやつに入れてレイヤーに入れて背景として見るとか、それで、ほかの地図に縮尺を合わせて入れたら何かいい使い方ができないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○税務課長　もともとこの事業でございますけれども、都市計画課のほうで実施しておりました。これが今年度3市2町で協議しまして、3市2町の税務課のほうで一緒にやっていく、それで3年ごとにやっていくことによって費用を削減できるということで、江南市は税務課のほうで担うということにさせていただきました。

このデータに関しましては、市役所内のGIS（地理情報システム）のほうに今登載させていただいております。また、都市計画のほうでも使いますし農政のほうでも使います。また都市計画図のほうの基準というんですか、データにもなりますので、それも私たちのほうから提供させていただくというものになりますので、よろしく申し上げます。

○長尾委員 はい、ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○収納課長 それでは、収納課の所管につきまして該当箇所の説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに歳入でございます。

予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税から、はねていただきまして、22ページ、23ページの最上段、5項1目都市計画税までのうち、それぞれ2節にあります滞納繰越分が収納課の所管となります。

続きまして、大きくはねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

下段、16款県支出金、3項1目1節徴税費委託金でございます。

次に、少しはねていただきまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段やや下でございます21款諸収入、1項1目1節延滞金、下段の5項雑入1目1節滞納処分費、はねていただきまして、64ページ、65ページ上段の2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、142ページ、143ページをお願いいたします。

下段の2款2項2目収納費、143ページの説明の事業欄、人件費等から149ページ上段の納税相談事業まででございます。

次に、恐れ入りますが、別冊の令和4年度江南市当初予算説明資料のほうをお願いいたします。

6ページでございます。

6ページに一般財源調といたしまして、市税の滞納繰越分について歳入内

訳を掲載しております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2点だけお願いします。

まず20ページと21ページですね、これ市税の滞納繰越分なんですけれども、この歳入の積算根拠をちょっと教えてほしいんですけど。

○収納課長　令和4年度の滞納繰越額の積算根拠ということでございますが、こちらに関しましては、令和3年度の滞納繰越分の未納額の見込みと令和3年度の現年課税分の未納額の見込みを合計した金額に、令和4年度の見込額の収納率を乗じて算定いたします。令和4年度の見込みの収納率につきましては、個人の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の種別割につきましては平成30年度、令和元年度、令和2年度の3年度分の収納率の平均を使用しております。法人の市民税につきましては、令和29年度から令和2年度の4年度分を用いまして収納率の平均を基に算出しております。

○伊藤委員　これは前年度と比較して上向きになっているんですかね。

○収納課長　令和3年度の滞納繰越分の収納率の状況でございますけれど、令和2年度と比較いたしますと、1月末時点における比較となりますが、個人の住民税と法人の住民税に関しましては令和3年度のほうが上回っております。残りの固定資産税、都市計画税、軽自動車税の種別割につきましては令和3年度が下回っております。

市税全体で考えますと、市税全体の収納率につきましては令和3年度が1月末で18.91%、令和2年度が19.49%でございましたので、0.58%令和3年度が下回っている状況でございます。

○伊藤委員　分かりました。

あと1点だけですね、147ページの還付・充当事業です。22節、この中の市税過誤納還付金等及び還付加算金、前年度と同額の4,500万円を計上してあるわけでございますけれども、参考までに申し訳ございません、現時点での決算見込額は大体どのぐらいなのでしょう。

○収納課長　決算見込額としては特に算出はしていないんですけど、現時

点、1月末現在では3,034万3,017円ということとなっております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、予算書の26ページ、27ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

下段の14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、説明欄の総務課分、本庁目的外使用料（電柱）から、はねていただきまして、29ページ上段の本庁目的外使用料（尾張北部環境組合）まででございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

上段の15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

下段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金でございます。

56ページ、57ページをお願いいたします。

上段の4節統計調査費委託金でございます。

次に、最下段の4項4目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

中段の17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料、説明欄、総務課分、本庁舎自動販売機設置場所貸付収入ほか2件でございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

上段の2項2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

はねていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段の21款5項2目雑入、11節雑入、説明欄下段の総務課分、古新聞古雑誌等売却代ほか4件でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、108ページ、109ページをお願いいたします。

下段の2款1項7目行政事務費、説明欄、人件費等から、はねていただきまして、119ページ下段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、156ページ、157ページをお願いいたします。

最上段の4項1目選挙費、説明欄、選挙管理委員会事業から、はねていただきまして、164ページ、165ページの上段まででございます。

その下、5項1目統計調査費、説明欄、統計調査事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけ確認で、すみません。

157ページの下段のほうですね、選挙管理執行事業の中の最初の参議院議員通常選挙事業ですね、これは7月に予定されていますけれども、この選挙で、ちなみに新しく供用開始される古北にじいろ会館というのは投票所となるのでしょうか。

○総務課長　古北にじいろ会館のほうでございますけれども、使用する予定で、今、学童保育の管理をすることも政策課のほうと調整しているところでございます。

○伊藤委員　分かりました。

○委員長　ほかありませんか。

○長尾委員　すみません、その今の選挙の関連の話なんですけど、これ一連の予算を見ていくと、参議院議員選挙があつて県議会議員選挙があつて市長選挙、市議会議員選挙までの4つの選挙が予算として計上されているというのを読み取りましたという中で、ちょっと私の見落としではないかと思って確認させていただきまますけど、この中のどこの内訳を見ても、特に事前投票所を増設関連する予算は上がっていないように見えるというか、見つけることができなかつたんですけど、この4回の選挙では事前投票所は変更されないという認識でよろしかったでしょうか。

○総務課長　期日前投票所につきましては、いろいろな要素を考慮しながら

今、所管している部署等、公共施設を中心に調整させていただいているところでございます。現段階では答えが出ておりませんので、また進展したら、そのときのタイミングで計上させていただくというふうに考えております。

○長尾委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて会計課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

最初に歳入でございます。

予算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

中段にあります21款2項1目1節預金利子、その下、2目1節有価証券償還差益でございます。

次に、2枚はねていただきまして、66ページ、67ページの最下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の中の会計課の所管分、業者用納品書売捌収入及び愛知県証紙売捌手数料でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、130ページ、131ページの下段をお願いいたします。

2款1項9目会計管理費でございます。

人件費等から2枚はねていただきまして、134ページ、135ページ上段の庁用備品出納事務、17節備品購入費まででございます。

補足説明はございません。どうかよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけ確認なんですけれども、133ページの中段、歳入歳出事務処理事業の中の口座振替データ伝送方式移行事業があるんですけれども、

この備考欄で債務負担行為が令和4年度から令和5年度まで287万円がこれは設定されてございますが、このシステム改修を当然2年にまたがってやるということだとは思いますが、このシステム改修の期間中に業務上の支障というのは出てくるのでしょうか。それだけちょっと確認だけすみません。

○会計管理者兼会計課長 2年にわたりまして口座振替のデータ、こちらの通信方式を切り替えていくという業務でございますけれども、2年間かけてこの通信システムが切り替わるまで金融機関ごとに移行時期を調整しながら進めていきますので、その間、口座振替の業務、こちらには支障が出ないように当然やってまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて監査委員事務局について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管につきまして御説明申し上げます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

予算書の168ページ、169ページの最上段をお願いいたします。

2款6項1目監査委員費、説明欄の人件費等から、はねていただきまして、170ページ、171ページの最上段、愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。
質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長　それでは、消防本部消防総務課所管の該当ページにつきまして御説明申し上げますので、予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

中段にあります14款1項6目1節消防使用料、消防総務課分の消防施設目的外使用料の3つの項目でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段でございます17款1項1目2節使用料及び賃貸料、消防総務課の消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段でございます21款5項2目8節公務災害補償基金支出金、消防総務課の消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

上段でございます21款5項2目11節雑入の消防総務課分、生活協同組合全日本消防人共済会火災共済事務費負担金から、その4つ下の派遣職員給与費等負担金まででございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、はねていただきまして、348ページ、349ページをお願いいたします。

中段でございます9款1項1目消防総務費の人件費等から、少しはねていただきまして、362ページ、363ページ上段やや下でございます26節公課費まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお聞きします。

353ページの下段のほう、消防団運営事業の非常備のほうの報償費、消防団員退職報償金なんですけれども、この394万5,000円と出された積算根拠をちょっと教えてください。

○消防総務課長　消防団員の退職報償金の積算根拠という御質問でございます。

すが、毎年度消防団員の退団者はある状況でございますが、その人数や退職報償金受給者の対象者かどうかというのは含めまして未確定なものでございます。そういったこのような事情もございますので、過去の実績を参考にいたしまして予算要求をさせていただき、財政当局と調整して設定しておる状況でございます。

○伊藤委員 分かりました。

そうしたら、今年度末で退職される予定の消防団員は何人いるのか、また退職報償金の受給に係る団員ですね、5年以上になるとは思いますけれども、これは何人いて総額は幾らぐらいになる予定なんでしょうか。

○消防総務課長 今年度末で退団される予定の消防団員の方は8人ございます。また、退職報償金受給者となります5年以上在籍の消防団員は6名ございます。

そして、その総額ということでよろしかったでしょうか。

○伊藤委員 はい。

○消防総務課長 その総額でございますが、321万4,000円となる予定でございます。

○伊藤委員 今年度は分かりましたけれども、ちなみに参考までに、階級とか人数によって違うと思うんですけど、過去5年間の退団者の数と退職報償金の額が分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。すみません、参考に。

○消防総務課長 過去5年間ということで御質問ですので、まず令和2年度、昨年度末で退職された団員は5名、そのうち退職報償金受給者の対象者が2名で、総額としましては107万3,000円でございます。

また、その1年前の令和元年度でございますが、退職者は11人ございまして、うち退職報償金受給者は5名で、総額が145万円でございます。

次に、平成30年度ということになります。退職者13人で、うち退職報償金の受給者は10名ということでございましたので418万3,000円ございました。

次に、平成29年度では退職者16人、うち退職報償金受給者は11名ございましたので472万7,000円ございました。

最後に、平成28年度でございますが、退職者13人、うち退職報償金の受給者が12人ございましたので、このときは543万1,000円でございます。

○伊藤委員 参考までに、本当に今、年度によって結構差があるんですけども、ちなみに昨年でいいんですけど、市の職員というのは、その中で大体何人ぐらい退団されているんでしょうか。

○消防総務課長 今年度予定の退団者について申し上げますと、8名の退団者のうち、市の職員を兼ねている団員の方は3名入っております。

○伊藤委員 なぜ聞いたかといいますと、本当に団員が今183人ですかね、男性は。そうすると、市の職員は約60名ぐらいいるんですよ。そうすると3分の1が市の職員ということで、当然災害が起こりますと市の職員の消防団員は市の仕事をやりますので当然3分の1減るわけですよ、消防団員が。事業所の消防団を入れてほしいんですけども、これは毎回私一般質問しておるんですけども、何とかその辺のところを今後、県のまた消防団のまた報償金ですかね、新たにまたできておるような感じですので、その勧誘の、その辺のところを活用して上手に市の職員を少しずつ減らしていただいて、少なくとも例えば各団に何名という割合で、聞いたところによると、何か宮後は10人中9人が消防団員ということもありましたので、そうすると1人では消防車は動きませんので、そういうこともありますので、やはりそういうことも考えて、やはり上手に、特に消防団員に、今、次の消防団員が代わるので、消防団員にお願いするような形なんですけれども、そこを何とか消防総務課の方が努力していただいて、区長と話し合って各部落で何人出していただくというね、そういうスタンスでやってみるところもあるんですよ、各自治体では。そういうことも考えて市の職員の方の団員を徐々に減らしていただいて、約1割ぐらい、20人見えんぐらいにさせていただくと非常にありがたいかなということで、これは要望ですけども、すみません、お願いします。

○委員長 じゃあ要望ということで。

○牧野委員 357ページ、下のほうに消防指令センター共同運用事業として負担金が2,674万5,000円って、これはかなり去年の経費より増えているんですけど、理由をお聞かせください。

○消防総務課長 委員お尋ねの消防指令センター共同運用事業負担金が、どうして増えているかということでございますが、令和3年度の予算では中間更新という事業がございまして、そちらの事業が一つあったわけですがけれども、令和4年度につきましては中間更新事業は単年の事業ですではありませんが、保守期限を迎えます7年目を迎えます有償交換部品の部分が今回この事業費負担金の中に上乗せされますので、その分が増えている事情ということで、令和3年度の場合は中間更新の中に、その6年目に当たります有償交換部品が含まれておりましたが、7年目の有償交換部品は今回はその事業がございませぬので、こちらの事業負担金の中に含まれておる関係で少し増えているように見えている形になります。

○牧野委員 ということは、令和5年度はまた下がる可能性が結構あるというふうに捉えればいいんですか。

○消防総務課長 令和5年度は令和5年度で、今度8年目を迎える保守が効かなくなつたものも予定がありますので、そういったもの、年度によって物が違いますので増減はございますけれども、一概に下がるかどうかというのは、ちょっとまだ現状では分かっていない状況でございます。

○牧野委員 まあしょうがないね、素人が言えない。もう金食うなということです。はい、分かりました。これは500万円上がっているんで去年より、大きいなと思いましたが。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防予防課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長 それでは、議案第22号のうち、消防予防課の所管につきまして御説明申し上げます。

最初に歳入でございます。

予算書の36ページ、37ページをお願いいたします。

下段にございます14款2項6目消防手数料、消防予防課、危険物施設設置(変更)許可検査等手数料、煙火消費許可申請手数料でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段やや上にございます21款5項2目11節雑入、消防予防課、コピー等実費徴収金でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、362ページ、363ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項消防費、2目消防予防費の人件費等から、368ページ、369ページ上段の煙火消費許可、立入検査等事業まででございます。

なお、補足説明はございませぬ。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませぬか。

○伊藤委員　3点お聞きしたいと思ひます。

まず365ページなんですけれども、昨年まであった住宅防火推進事業と、その後、ずうっとその後にあった液化石油ガス届出受理等事業が今回消えているんですけれども、これはどのような事業で、どうしてなくなったんでしょうか。

○消防予防課長　昨年まであった住宅防火推進事業と液化石油ガス届出受理等事業といいますのは、スクラップしたというわけではなくて、予算額が非常に少なかったものですから見出しの事業として整理したものでありまして、それぞれ別事業の中に組み込みまして、事業としては継続するものでございます。

内容について御説明申し上げますと、住宅防火推進事業といいますのは、まず全国的に住宅火災における死者の割合というのが高齢者に多いものですから、そこに重点を絞った火災予防の行政指導を行っておるものでございます。

液化石油ガス届出受理等事業のほうは、これは液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づくものでして、一般的にLPガスとかの設置とか廃止に伴う事務処理を主に行うことがその事業の内容でございます。

○伊藤委員　分かりました。

2点目ですけれども、367ページの政策的事業として訓練指導事業とある

んですけれども、その後、また防火対象物立入検査事業もあって、その下に危険物製造所等立入検査事業まであるんですけれども、これは非常に事業所における立入検査が事業所の火災を防ぐ重要なことなんですよね、非常に大事なことなもんですから、コロナ禍の中でどのように取り組んだというか、その辺のところをちょっと教えていただきたいんですけど。

○消防予防課長 委員お尋ねのコロナ禍における取組ということなんですが、訓練指導事業につきましては、こちらは政策的事業のほうに上げておるもので、主に事業所における消防訓練のサポートをするといったことが主な業務になります。

その中で、コロナ禍以前の平成30年度というのは141回の立会い訓練で、令和元年度は165回の訓練の立会いというのがあったんですけども、やはりここ2年ほどは事業所へ立ち入ることができない、緊急事態宣言ですとか、まん延防止等重点措置がありますので、事業所のほうから立会いはちょっと遠慮してくれといったことがございますので、そういう事業所に対しましては、例えばDVDを貸し出して単独で訓練をやっていただき、事業所における潜在する危険を見直していただいたりですとか、あとは、そうですね、訓練用の消火器を貸し出すことによって事業所単独で訓練を行うといったことで対応しております。

あと、防火対象物の立入検査や危険物施設に対する立入検査というのもやはり同じところがございまして、コロナ禍以前と比べると、やはり件数は減少しておるところであるんですけれども、例えば防火対象物立入検査のほうにおいては防火管理者の選任漏れがないように、個別に郵送や電話で、その時期になりましたら個別の指導を行ったりですとか、そういったもので対応しておるところでございます。

危険物施設なんかですと、こちらは屋外にあるものが多いものですから、やっぱり密になるような環境ではないものですから危険物施設に対しては立入検査の件数が減少しているということはないんですけれども、若干の減少はあるんですが、危険物施設に対しては同様の立入検査ができていた状況でございます。

○伊藤委員 危険物施設はオーケーということですね。そのほかは若干やっ

ぱり減少しているということで、非常に地道に対応されているんですけども、ちょっと減少していると。

もう最後にお聞きしたいんですけども、コロナ禍以前と比較して、火災件数やその傾向について、これはどういった変化があったかなかなかただ教えてください。

○消防予防課長 火災の件数ですけども、コロナ禍以前とコロナ禍の前後2年という形で件数で申し上げますと、平成30年が19件、令和元年が22件、令和2年が25件、令和3年も25件となっております。

件数としては、ここ10年ほど20件前後で推移しておりますことから、コロナ禍の前後といった形で特段の増減というのはございません。傾向として、その分母が二十数件ですので、ちょっと傾向といったものはなかなか捉えることができないんですけども、全国の消防庁のほうから通達されるような文書などでは、アルコール消毒に起因するものですか、あとは飛沫防止シート、そういったものに起因するものが散見されることから、そういったことに関してホームページやSNSで類似火災が起こらないようにということで広報を行っているところでございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

○牧野委員 369ページの11節役務費について聞きたいんですが、まず私が勉強不足なんで、この着衣泳指導員の取得している人数と小型クレーンの運転免許を持っている人の人数と……。

○委員長 違うところ。消防署の件ですか。

○牧野委員 これは違いますか。上までだね、煙火まででしたね。結構です。失礼しました。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 消防本部消防署所管の当初予算につきまして、御説明申し上げます。

最初に歳入でございます。

予算書の40ページ、41ページをお願いいたします。

中段でございます15款国庫支出金、1項3目1節消防費負担金で、緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

次に、少しはねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

16款県支出金、2項7目1節消防費補助金で、南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

次に、少しはねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市ふるさと応援事業基金繰入金の消防署でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、368ページ、369ページをお願いいたします。

中段でございます9款1項消防費、3目消防署費、人件費等から、少しはねていただきまして、378ページ、379ページ、指揮出動事業まででございます。

参考といたしまして、別冊の当初予算説明資料の38ページ、39ページ、40ページに防火水槽整備・維持管理事業、防火水槽撤去工事位置図を、41ページに新設消火栓負担金事業位置図を、42ページ、43ページに防火水槽震災対応化事業位置図を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　3点申し上げます。

まず1点目は、371ページの上段の消防活動安全衛生事業の委託料がありましたね。新規事業として抗体検査委託料と予防接種委託料、新規とありますけれども、この新規事業にされた経緯とか、その辺のところあれば教えてください。

それと、具体的にはどのように実施していかれるのか教えてください。

○消防署長　　まず新規事業に至った理由です。

平成31年3月、消防庁より救急業務に携わる消防職員の感染対策のため、従来のB型肝炎に加え、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、破傷風の抗体検査及びワクチン接種を実施するよう通知がなされ、それに、さらに令和2年度から普通交付税措置が対象とされ、速やかに検査及び接種を行うよう再度通知がなされました。

これに伴い、近隣市町の動向を注視しておりましたが、令和3年度に多くの市町で実施されていることが分かり、本市においても令和4年度からの実施を計画したものでございます。

実施の計画としまして、他市町の実施の実績や、医療関係者のためのワクチンガイドラインを参考にして2か年で実施する計画としております。

まず、令和4年度に麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘の4種抗体検査と破傷風のワクチン接種を実施し、令和5年度に4種抗体検査の結果を踏まえ、必要ワクチンの接種を計画しております。

破傷風ワクチン接種につきましては、ガイドラインで10年ごとに1回の追加接種が必要とされておりますので、今後実施してまいります。

また、今後の新規採用職員にも同様に実施してまいります。

○伊藤委員　　はい、分かりました。

2点目ですけれども、371ページ、同じ下段ですね、消防水利整備事業のこれは防火水槽整備・維持管理事業の中で工事請負費ですね、非常に高額ですよね、1,786万3,000円。これは防火水槽2基は造れるんですけども、この分、撤去のお金がかかっていることで、この撤去の理由をまず最初にお聞きしたいですね。

○消防署長　　撤去の理由ですけれど、これは予算説明資料にもあります3基の防火水槽になりますが、ともに私有地に設置されておまして、所有者から土地の返却の要望を受けたためです。それぞれ各区の承認を受けておられまして、木賀東町は令和3年3月7日付で、村久野町は令和2年11月10日付、そして前飛保町は令和3年9月3日付で区長からの要望書が提出されております。

○伊藤委員 分かりました。

その金額の内訳は分かりますか、3基の。

○消防署長 3基の値段ですね。

○伊藤委員 はい。

○消防署長 これは、当初予算説明資料の38ページに掲げてあります木賀東町が477万6,200円、同じく39ページの村久野町が645万3,700円、同じく40ページの前飛保町は540万9,800円になります。

○伊藤委員 はい、分かりました。

ちょっと気になるのは、防火水槽を撤去しますと代替ですね、包含するその水利、周りにあるんでしょうかね。

○消防署長 委員お尋ねの代替の水利ですけれど、木賀東町は代替水利が周りにないというところで、来年度予算にも上げてありますが、防火水槽撤去前に新規に消火栓を設置いたします。

村久野町は撤去する防火水槽の北130メートルに消火栓がございますけど、ちょっと距離があって代替水利としての包含ができないというところから必要になってきます。これは、現在水道課でやっております基幹管路工事が令和5年度辺りにまたそこをやる予定だということを知っておりますので、その工事に合わせて新しい消火栓を設置するという計画でおります。

次に、前飛保町は防火水槽の北東60メートルと、あと南西40メートルに消火栓が設置しておりますして、撤去しても未包含の地域は発生しないというところから、代替水利は設置する予定はありません。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと1点です。

379ページの最下段、備品購入費、指揮出動事業、これはタブレット端末を購入された理由だけ、1点だけ教えてください。

○消防署長 タブレット端末の購入理由といたしまして、現在、尾張中北消防指令センターで運用準備を始めているLive 119映像伝送システムというものがございまして、それに対応するために必要な機器ということで上げさせていただきます。

このLive 119映像伝送システムというのは、119番通報者がスマホ等で

通報している場合、撮影を依頼しまして、その撮影する災害現場の映像を指令員や各署所の出動隊がリアルタイムに確認することができまして、また逆に指令員から通報者に救急事案等で応急手当等が必要な場合には、そういった応急手当を実施していただくための映像を送信するということができるというシステムになっております。

尾張中北消防指令センターでは令和4年度からまず試験運用を開始しまして、いろいろな事例を重ねて適した運用方法を今後決定し、本運用を目指していくというところになっております。

また、あと災害現場にいる指揮隊がこのタブレット端末を使用することで、現場の映像を江南の消防署で確認することが可能ということになっておりますので、そのタブレットを購入するということになっております。

- 伊藤委員 分かりました。
- 委員長 ほかに質疑ありませんか。
- 牧野委員 じゃあ、今タブレットってこれ1台。
- 消防署長 購入は1台です。
- 牧野委員 面白いね、これ、とっても。

もう一回、じゃあ先ほどの369ページへ戻りまして、11節役務費なんですけど、その着衣泳指導員免許というのと小型移動式クレーン運転技能資格と潜水士免許と今、資格持っている人は何人いるか、ちょっと聞きたいんですが。

- 消防署長 まず小型移動式クレーン運転技能資格は全消防職員を対象と考えておりまして、現在持っていない方は16人おります。

それから着衣泳指導員免許ですが、これは小学校等でプールの授業で、水に落ちた等のおきの場合の対応方法ということで、その指導員の資格を9人持っておりません。

- 牧野委員 9人、分かった。
潜水士免許は。
- 消防署長 潜水士免許は35名持っております。
- 牧野委員 結構。

もう一個ついでに、大型自動車免許は何人持っていますか。

○消防署長 大型自動車免許は、これも消防職員ほぼ全員を対象と考えております。ですので、所持していない職員を言いますと、全部で12人です。

○牧野委員 分かりました。

もう予算を見ると、1人とか2人とか、これは多分出しているんだけど、じゃあ、もう質問いいですか。この着衣泳は、実際に小学校のプールで、もうやってもらっているんだね、現在。

○消防署長 平成24年から始めておりまして、去年はコロナ禍ということで、座学のみでやっております。

○牧野委員 しょうがないね、そうですね、授業がなかったから。

一番下の大型自動免許取得費助成金なもんだから、これは6万円っていうのは多分1人分で、これは幾らぐらいかかるんですか、大型免許を取るのに何割ぐらいの負担になっているんですかね、これで。

○消防署長 今年度取得した職員が38万8,000円かかっております。

それで、この助成金というのは1人3万円という計画になっておりまして、2人分となっております。

○牧野委員 厳しいね。

まあ文句は出ないのかもしれませんが、結構厳しいんですね、これ。まあ私がとやかく。

それじゃあ2人分で1割弱補助していると。従来もこうやってやってきたと。全員を目指す。分かりました。結構です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

○堀委員 抗原検査キットってどこがやるの。

○委員長 まだです。これの次の追加ですね。

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許し

ます。

○大藪議員　　よろしく申し上げます。

3つ申し上げます。

369ページからです。今質問がありました大型免許の金額なんですが、かなりの額だと思います。これは何で自動車学校へ行かせるんですか。平針で取らせるという、そうしたら7,200円で済みますよね、1回の試験で。7,200円の後、練習場で練習したところで5万円もかからないじゃないですか。それを、なぜこんな金額をかけて自動車学校へ行かせるのか、それをお聞かせください。

2個目です。

今度は373ページです。防火水槽の簡易耐震化というので、ここに簡易耐震化シート取付云々と書いてありますが、ちょっと具体的に素人でも分かるように、どのように耐震化しているのかを、もう少し詳しく教えてください。

3つ目です。

同じく、ずうっと下のほうの17節備品購入費のAEDのところ。昨今、近隣ではAEDの事故によるものが、ちょっとニュースにも新聞にも出ていました。こういったものに対応されたものを購入されるのかどうかということをお伺いします。3つ申し上げます。

○消防署長　　1つ目の大型自動車免許をなぜ自動車学校かというところですけど、あえて指定はしてはおりません、自動車学校で取れとかは指定はしてはしてはおりませんが、現在、非常に車両も大きく自動車学校の試験の車両も大きくなってきているというところからと、非常に免許が自動車学校じゃなくて直接行っての受験でなかなか合格ができないというところから、あと平針まで行く交通費も必要になってくるというところから、取得しようとする職員は、皆さん自動車学校に行っております。

引き続き簡易耐震化の説明ですけれど、これは既存の防火水槽に特殊なシートを中に張りつけるという形になります。地下式の防火水槽で考えていただくと、風船のようにシートをして、その大きさを事前に防火水槽の形状に合わせるように測っていただいて、その大きさに合わせたシートを作って、そのシートを既存の防火水槽の壁にマジックテープなどを設置しまして、そ

れで張りつけてやるという形で、あとは水を入れることによって膨らんで、そのまま膨らんでというか、圧で防火水槽の中を充満するというか充水するという形になっております。

そのシートはというか地震で防火水槽が漏水してしまうというのは、コンクリートでできた躯体にひびが入って漏水するということから、そのシートがあれば、枠のコンクリートが穴が空いてもひびが入っても、そこから漏水しないということです。

AEDに関しましては、これは現在使用しているAEDが使用期限切れの更新となっております。大藪議員が言ってみえた近隣での事故の対応ですが、これに関しましては、現在江南市は、江南の現場で使う救急隊が使うAEDは6台保有しております。その6台は2種類あるんですが、ともにAEDと、あと予備のバッテリーを1つ現場に持っていくようにしております。それで、さらに万が一のことがあるといけないので、車内にも1つを積載した状態で運用しております。そのAEDに最初からつけてあるものと、あと予備バッテリーも必ずチェックをして、その日の毎朝チェックをして、必要な場合は充電をするという形を取っております。

- 大藪議員　先ほど大型化しているとか云々ということでおっしゃいましたが、今の指定自動車教習所の規定、それからあと試験場の規定からしますと、試験場であろうが自動車教習所だろうが使われる大型車両の寸法は規格は一緒です。全く一緒ですし、それから県のほうに問い合わせただければ結構ですが、県公安委員会は、運転免許試験場の試験と平針の試験は同一規格で同一でなければならないという法律があります。ということは、今おっしゃっていた平針では受からないとおっしゃっていたのは、もうこれはもう論外ですね、ないわけですよ。自動車学校の卒業検定も、それから平針の運転免許試験も同一規格で、同じ点数で、同じ配分で同じなんですよ。これは公安委員会のほうに尋ねてみてください。ということは、先ほど言った試験料含めて交通費を出してあげたとしても、三十何万円でしたっけ、38万円でしたね、3分の1以下で取れます。4分の1ぐらいで取れますよね、大体、交通費を含めていたとしても。ちょっとこれは、やはり多過ぎるんじゃないかなど。検討していただいて、これはちょっと大き過ぎますんで、やっぱり平

針の試験場のほうで、逆に言ったら試験場で受からないような人はセンスがないわけですから、こういった方を出していただいたら困るんですよ。

ですから事故が起きてしまってもね、例のことに結びつける必要はありませんが、やはりそういった、やっぱりセンスを磨いていただいて、きちっと、私も平針で受けました。僕は一発で受かりました。全然そんな2回も3回も受けたことないですよ。ですから、ぜひともここはしっかり、少しでも値段を圧縮していただきたいなというふうに要望を言って終わりにしておきます。

○委員長　　そういうような意見がありましたので、お聞きください。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時53分　　休　憩

午後 2 時53分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

審査の途中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時54分　　休　憩

午後 3 時09分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第29号　令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

消防本部

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第29号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部の所管に属する歳入歳出、消防本部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段の2款1項1目地方創生推進費のシティプロモーション事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○伊藤委員 まずもって、このシティプロモーション事業で、これは動画作成が新型コロナの臨時交付金の対象となるのかどうか、まずそれがちょっと不思議でお聞きしたいんですけど。

○地方創生推進課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進交付金は、地方公共団体が地域の実情に応じて活用できるものでありまして、シティプロモーション事業の実施により新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援につながる事業は対象となってまいります。そうしたことから、ビデオを作成しまして江南市に来てくれる人が増え、地域活性化に貢献するというようなことであれば対象となるものでございます。

○伊藤委員 あと1点ですね、本会議でも出ておったと思うんですけども、

動画を2種類作成ですよね。制作した動画を、どのような場面で、どのように活用していく予定なのか、もう一度教えてください。

○地方創生推進課長 作成いたしました動画は江南市公式ユーチューブチャンネルで配信するとともに、視察などでお見えになりました市外からの訪問者であったり市制記念式典などで御覧いただくことを想定しております。

また、短縮編、短いものにつきましては、パーキングエリアに設置されておりますデジタルサイネージだったり、令和5年4月に供用を開始いたします布袋駅東複合公共施設に設置を予定しておりますデジタルサイネージなんかでも放映することを想定しております。

さらに、多くの方に動画を御覧いただき江南市に関心を持っていただけるように、業者のノウハウを生かしまして、プロモーション活動の提案というものを期待しておりますので、より多くの機会を捉えまして配信していくように検討してまいります。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○牧野委員 このデジタルサイネージというのは何か所につけるんですか、1か所。

○地方創生推進課長 1か所でございます。

○牧野委員 とってもいいことなんですけどね、設置して何かが絶えずばあところ出ているといいんだけど、市のお知らせとか何か。やっぱりその運営がまたかかってくるんでね、つけるのはそう高くないんだけど、やっぱりそのコンテンツを流し続けるというのが定期的に流すということがなかなか大変なんで、もちろん前向きなことなんで、そういった2本つくるのはいいんだけど、2本なんかすぐ飽きちゃうので、やっぱりそういったデジタルサイネージの活用みたいな部門が今後要ると思いますので、またいろいろ検討してください。以上です。

○委員長 そういう御意見ということでお聞きください。

ほかに質疑ありますか。

○長尾委員 今のシティプロモーション事業の2本というところに私も非常

に引っかかっておりまして、あまりちょっと強く言っちゃいけないんですけど、この御時世という言い方なのかな、700万円かけて2本しか動画をつくらないというのは、民間でもそうだけど、通常あまりあり得ないという状況で、犬山市なんか聞いている話だと、江南市のプロのドローンプレーヤー、あの人なんかほぼ無料で撮ってくれていると、10本ぐらいはしているというような話も聞こえている中、700万円を業者に払ってつくるというのが果たしてね。でなくても、そういうやり方をしなくて、もっと安くていい動画をいっぱいつくれるということが言いたいただけなんですけど、必ずしも反対するわけじゃないんですけど、そういうのも並行して、併せていろんなことをたくさんやっていったらどうですかと言いたいただけなので、半分要望にもなるんですけど、ちょっとお金の使い方をもう一回考えてもらえないかなというところで、せっかくというか税金なので、700万円の税金なので、どうやって使われるかということは考えていただきたい。

答えられたらいいですけど、答えられないと思うんで、要望としておきます。

○委員長 いいですか。じゃあ、要望ということでお聞きください。

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げますので、追加議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、8ページ、9ページの上段でございます14款2項1目総務手数料、3節戸籍住民基本台帳手数料でございます。

同じページ最下段、21款5項2目雑入、11節雑入の市民サービス課分、郵便料実費徴収金でございます。

続きまして、歳出でございますが、12ページ、13ページの下段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の13ページ説明欄、戸籍事業（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

参考といたしまして、補正予算説明資料の30ページに事業の概要を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけすみません、本会議でも出ておったと思うんですけども、説明資料の30ページですかね、戸籍事業、その中の戸籍事業で2つ事業があるんですけども、利用者見込みとか周知方法は本会議で聞いたんですけど、この中でちょっと分からないのが、取れる種類が戸籍で4種類ありますよね、その中の最初の戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写しは分かるんですけど、独身証明書とか身元証明書というのは、これはどういったものなんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　独身証明書ですけども、独身であることを証明するものとして公的機関で証明する、いわゆる本籍地で発行する証明書になっておりまして、結婚相談所等に登録する際に提出を求められる場合があるときに提出するものとなっております。

もう一つの身元証明書でございますけれども、こちらも公的証明として個人の方が法律上の行為能力を備えているかどうかということ証明するものでございまして、記載されている内容としましては、禁治産、または準禁治産の宣告の通知があったかなかったか、あと後見の登記があるのかないのか、あと破産宣告の通知を受けているのかいないのかということ証明するものでございまして、資格取得や就職の際の欠格条項に該当していないということ証明するために出力する証明となっているものでございます。

○伊藤委員　分かりました。

あと一つ、手数料なんですけれども、窓口で申請すると300円なんですけど、これはスマート申請の場合も300円なんですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　手数料としては同じ300円を

想定しております。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

○牧野委員 同じ30ページで、評価証明書って何ですかね、初めて聞いた。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 評価証明書につきましては、所管が税務課になっておりますので、後ほど税務課での順番がありますので、そちらでの。

○牧野委員 失礼しました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員 すみません、歳出じゃなくて歳入側でちょっとお聞きしたいんですけど、9ページのところに市民サービス課の戸籍住民基本台帳手数料、あと11節の雑入で市民サービス課の金額が13万9,000円と4万7,000円なんですけど、当初予算があって、その直後に、この歳入がここに出てきたという理由は何でしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 当初予算では毎年どのぐらいの発行手数料の歳入があるかということで予算計上させていただいております。今回、それとは別にスマート申請ということで、新たなシステムを入れさせていただく上で取られる方の分が増えるという想定で、歳入としてその方にかかる手数料を今回計上させていただいているものでございます。

○長尾委員 ああ、そういうこと。スマート申請から来る入金だけを予想したということですね。

○委員長 よろしいですか。

○長尾委員 理解しました。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部行政改革推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○行政改革推進課長 行政改革推進課が所管をいたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2段目の2款1項5目行政改革推進費の情報システム管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点です。

この予約受付システム使用料なんですけれども、計上されていますが、これは具体的にはどのような場面で活用されて、これは公共施設の予約にも活用されるのかどうかをちょっとお聞きしたいです。

○行政改革推進課長　こちらの予約の受付システムでございますけれども、今年度トライアルという形でこのシステムを活用いたしまして、確定申告会場での予約受付ということに使用しておるところでございます。

また、来庁の予約ですとか相談時間の予約というようなことに使用して予約枠を管理するというようなものでございまして、既にこのシステムを導入している他市町等の状況を見ましても同じような使い方をしておりまして、施設の予約といったような使い方というのは少し難しいのかなと思っております。来庁ですとか相談予約管理といった使い方ですと全庁的に利用しながら、ほかの利用方法もないかというのは検討していきたいと思っております。

○伊藤委員　分かりました。

あと、テレワーク用のパソコンも購入していくということなんですけれども、これまでテレワークの実績というのをちょっと教えてほしいんですけど。

○行政改革推進課長　令和3年度の状況で、令和4年2月10日現在という形で申し上げさせていただきます。

在宅勤務用にパソコンを貸し出したという職員は5名でございまして、貸出し期間につきましては合計で23日間というような状況でございます。

○伊藤委員　分かりました。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長　税務課の所管いたします補正予算について御説明させていただきます。

議案書の8ページ、9ページの上段を御覧ください。

歳入でございます。

14款2項1目2節徴税手数料にありますが証明手数料と、下段、21款5項2目11節雑入のうち、税務課とございます郵便料実費徴収金でございます。

次に、歳出でございます。

12ページ、13ページを御覧ください。

上段でございます。

2款2項1目税務費で税諸証明書交付事業（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

参考としまして、補正予算説明資料の30ページに事業の概要を掲げておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけすみません。

この証明書なんですけれども、窓口での発行と今回のシステム申請、利用する件数、どのぐらいこれは見込んでいるわけでしょうか。

○税務課長　見込みでございます。他市の状況を踏まえまして、全体としまして3%程度がスマート申請されるということを見込んでおります。

なお、令和2年度の証明書の総数でございますけれども、1万4,567件ありました。その中で今回私たち検討させていただいておりますのは、課税所得証明書、納税証明書、評価証明書の3つを検討させていただいております。

けれども、その3%となりますと年間で329件、令和4年度に関しましては開始時期が夏頃というふうに想定しますので、219件程度というふうに今のところは見込んでおります。

○伊藤委員 今後の展望という形なんですけれども、今言われた税務課以外の証明書以外にもこれは拡大するという予定はあるんでしょうか。

○税務課長 税務課でもほかにも公課証明等、他の証明書を扱っております。ただ、今のところ今回選ばせていただきましたのは、発行しています部数の多いもの、件数の多いものを選ばせていただきまして、ほかのものに関しましては、その利用状況に応じて検討させていただきたいと思っております。

また、他課に関しましては市民サービス課とともに今回やらせていただくんですけれども、私たちの状況を踏まえて、またほかの課にも提案させていただくことは考えております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑は。

○牧野委員 先ほど聞いて失敗しちゃった評価証明書、これは不動産とか家屋の評価証明書ですか、これはどうも。

○税務課長 おっしゃるとおりでございます。

○牧野委員 それで、これ郵送するんだけど、実際市としてはシステム料と郵送料が余分にかかるということですよ。

○税務課長 郵便料はかかってまいります。

○牧野委員 やっぱりもう一工夫、いや、これでいいんですよ、その方向としては間違っていないんだけど、もう一工夫、プリントアウトの方法を、勝手にやっちゃうとこれは個人情報だからできないんだけど、何かまた将来変わっていくかなあという感想を持ちました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）の財政課の所管

につきまして説明させていただきます。

歳入でございます。

追加議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

中段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて消防本部消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 消防本部消防署所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、追加議案書の22ページ、23ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項3目消防署費で33万円の補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、23ページ説明欄をお願いいたします。

消防活動安全衛生事業（新型コロナウイルス感染症対策）といたしまして、安全な職場環境を維持するため、新型コロナウイルス抗原検査キットを購入するものでございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員 抗原検査キットを購入するということですが、量と、どこで使うかということと、それから価格、値段ね、それだけちょっと教えてください。

○消防署長 まず抗原検査キットの量ですけど、200個購入する予定です。

○堀委員 200個。

○消防署長 はい。

使う目的としましては、職員が陽性者となった場合に同日勤務者等を対象に、あるいは陽性者の輸送に携わった隊員を対象に、感染拡大防止のため検査が必要だと判断した場合に使用いたします。

また、職員が濃厚接触者となった場合には、その職員を早期に職務復帰させるため使用を検討いたします。早期に職務復帰させるのは、消防庁から令和4年1月19日付で出されました新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた消防本部の業務継続のための対応についてにより、オミクロン株の流行時において消防職員は医療従事者と同様に社会機能維持者に位置づけられ、濃厚接触者となった場合に通常7日間の待機をしなければいけないところを、4日目と5日目にこの検査キットで自主検査を行うことにより、5日目から待機を解除することが可能とされました。それと、今後の感染症流行期においても同様な特例措置が取られることが予想されますが、流行期には検査キットの入手が困難となることから、あらかじめ購入をするものです。

価格が、単価が見積もったのは1,500円です。

○堀委員 1,500円だね。

非常にこれは結構なことだね、予防上はいいんですが、これは余分な話だけど、小学校の先生とか保育士も本当はこれをやらないかんですわ。だから、今保育士の陽性も出てきておるでしょう。これは余分な話だよ。だけど、だから消防がそうやって先んじてやっていただけることは大いに結構だと思いますので、ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時32分 休 憩

午後3時32分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、終始熱心にお取り組みいただきありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後 3 時 33 分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 石原資泰